

改 善 状 況 報 告 書

2026 年 1 月 7 日

証券会員制法人札幌証券取引所
理事長 長野 実 殿

株式会社アドバンスクリエイト
代表取締役社長 濱田 佳治

2025 年 6 月 20 日提出の改善報告書について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 14 条の 2 第 1 項の規定に基づき、改善措置の実施状況及び運用状況を記載した改善状況報告書をここに提出いたします。

目 次

| | |
|---|----|
| 1. 経緯 | 3 |
| (1) 過年度決算訂正の内容 | 3 |
| ① 訂正した過年度決算短信等 | 3 |
| ② 訂正による過年度業績への影響額 | 4 |
| (2) 改善報告書を提出することとなった経緯 | 6 |
| (3) 本事案の概要 | 8 |
| (4) 本事案の発生原因の分析 | 9 |
| ① PV 計算作業の環境の整備が十分でなかったこと | 9 |
| ② 短期間での担当者の交代及び引継ぎが不十分であったこと | 10 |
| ③ PV 計算担当者においてプレッシャーを感じていたとうかがわれること | 10 |
| ④ 収益認識基準にかかる規程の内容が不十分であったこと | 11 |
| ⑤ 担当者の申告に対して適切に検証する内部統制が十分に機能しなかったこと | 11 |
| ⑥ 会計上の誤謬を防ぐ内部統制上の仕組みが十分ではなかったこと | 12 |
| (5) 連結子会社である株式会社保険市場における一部の売上の計上誤りについて | 12 |
| 2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況 | 13 |
| (1) 再発防止に向けた改善措置 | 13 |
| ① あるべき PV 売上の計上方法の整理及び PV 計算のための仕組みの再整備等 | 13 |
| ② 適切な人員配置、情報共有 | 18 |
| ③ PV 計算担当者にかかるプレッシャーの排除 | 20 |
| ④ 収益認識基準にかかる規程の整備 | 21 |
| ⑤ 担当者から申告があった場合に適切に検証する仕組みの整備 | 22 |
| ⑥ 業務監査及び内部統制（J-SOX）監査の強化 | 24 |
| ⑦ コンプライアンスの推進 | 26 |
| ⑧ ガバナンス体制の強化 | 28 |
| (2) 連結子会社である株式会社保険市場における一部の売上の計上誤りにおける再発防止策 | 29 |
| (3) 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価 | 30 |

1. 経緯

当社は、2024年10月8日付「調査委員会の調査報告書に関するお知らせと再発防止の取り組みについて」及び2025年1月10日付「調査委員会の追加調査報告書に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、調査委員会から「調査報告書」及び「追加調査報告書」を受領し、2025年2月28日に過年度決算の訂正を行いました。訂正した過年度決算の内容及び当該訂正による業績への影響額は、以下のとおりです。

(1) 過年度決算訂正の内容

① 訂正した過年度決算短信等

【有価証券報告書】

| | | |
|----------|---------|-----------------------------|
| 2020年9月期 | 有価証券報告書 | (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
| 2021年9月期 | 有価証券報告書 | (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日) |
| 2022年9月期 | 有価証券報告書 | (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日) |
| 2023年9月期 | 有価証券報告書 | (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日) |

【四半期報告書】

| | | |
|----------|----------|------------------------------|
| 2022年9月期 | 第2四半期報告書 | (自 2022年1月1日 至 2022年3月31日) |
| 2022年9月期 | 第3四半期報告書 | (自 2022年4月1日 至 2022年6月30日) |
| 2023年9月期 | 第1四半期報告書 | (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) |
| 2023年9月期 | 第2四半期報告書 | (自 2023年1月1日 至 2023年3月31日) |
| 2023年9月期 | 第3四半期報告書 | (自 2023年4月1日 至 2023年6月30日) |
| 2024年9月期 | 第1四半期報告書 | (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) |
| 2024年9月期 | 第2四半期報告書 | (自 2024年1月1日 至 2024年3月31日) |

【決算短信及び四半期決算短信】

| | | |
|----------|-----------|------------------------------|
| 2020年9月期 | 決算短信 | (自 2019年10月1日 至 2020年9月30日) |
| 2021年9月期 | 決算短信 | (自 2020年10月1日 至 2021年9月30日) |
| 2022年9月期 | 第2四半期決算短信 | (自 2021年10月1日 至 2022年3月31日) |
| 2022年9月期 | 第3四半期決算短信 | (自 2021年10月1日 至 2022年6月30日) |
| 2022年9月期 | 決算短信 | (自 2021年10月1日 至 2022年9月30日) |
| 2023年9月期 | 第1四半期決算短信 | (自 2022年10月1日 至 2022年12月31日) |
| 2023年9月期 | 第2四半期決算短信 | (自 2022年10月1日 至 2023年3月31日) |
| 2023年9月期 | 第3四半期決算短信 | (自 2022年10月1日 至 2023年6月30日) |
| 2023年9月期 | 決算短信 | (自 2022年10月1日 至 2023年9月30日) |
| 2024年9月期 | 第1四半期決算短信 | (自 2023年10月1日 至 2023年12月31日) |
| 2024年9月期 | 第2四半期決算短信 | (自 2023年10月1日 至 2024年3月31日) |
| 2024年9月期 | 第3四半期決算短信 | (自 2023年10月1日 至 2024年6月30日) |

② 訂正による過年度業績への影響額

今回の訂正に伴う過年度業績への影響額の概要は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 期間 | 項目 | 連結 | | | |
|----------------------------------|------------------------|------------|------------|--------------|------------|
| | | 訂正前 (A) | 訂正後 (B) | 影響額 (B-A) | 増減率 (%) |
| 第 25 期 2020 年 9 月期 | 売上高 | 10,510 | 9,092 | △1,417 | △13.5 |
| | 営業利益又は営業損失 | 1,184 | △215 | △1,399 | — |
| | 経常利益又は経常損失 | 1,095 | △304 | △1,399 | — |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | 700 | △1,608 | △2,309 | — |
| | 総資産 | 10,312 | 8,683 | △1,629 | △15.8 |
| | 純資産 | 5,610 | 3,043 | △2,566 | △45.7 |
| 第 26 期 2021 年 9 月期 | 売上高 | 11,019 | 9,446 | △1,573 | △14.3 |
| | 営業利益又は営業損失 | 2,041 | 890 | △1,150 | △56.4 |
| | 経常利益又は経常損失 | 1,925 | 775 | △1,150 | △59.8 |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | 1,295 | 113 | △1,181 | △91.2 |
| | 総資産 | 11,808 | 10,318 | △1,489 | △12.6 |
| | 純資産 | 6,723 | 2,974 | △3,748 | △55.8 |
| 第 27 期 2022 年 9 月期 第 2 四半期 | 売上高 | 5,926 | 4,882 | △1,043 | △17.6 |
| | 営業利益又は営業損失 | 1,222 | 380 | △842 | △68.9 |
| | 経常利益又は経常損失 | 1,190 | 347 | △842 | △70.8 |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | 770 | △442 | △1,212 | — |
| | 総資産 | 11,960 | 10,076 | △1,883 | △15.8 |
| | 純資産 | 6,906 | 1,945 | △4,961 | △71.8 |
| 第 27 期 2022 年 9 月期 第 3 四半期 | 売上高 | 8,823 | 7,115 | △1,708 | △19.4 |
| | 営業利益又は営業損失 | 1,618 | 221 | △1,396 | △86.3 |
| | 経常利益又は経常損失 | 1,550 | 153 | △1,396 | △90.1 |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | 1,007 | △820 | △1,828 | — |
| | 総資産 | 11,920 | 10,149 | △1,771 | △14.9 |
| | 純資産 | 6,844 | 1,268 | △5,576 | △81.5 |

| | | | | | |
|----------------------------------|------------------------|--------|--------|--------|-------|
| 第 27 期 2022 年 9 月期 | 売上高 | 11,860 | 9,463 | △2,396 | △20.2 |
| | 営業利益又は営業損失 | 2,061 | 94 | △1,966 | △95.4 |
| | 経常利益又は経常損失 | 2,015 | 48 | △1,966 | △97.6 |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | 1,312 | △1,249 | △2,561 | — |
| | 総資産 | 12,491 | 10,450 | △2,040 | △16.3 |
| | 純資産 | 7,145 | 835 | △6,309 | △88.3 |
| | 売上高 | 2,733 | 2,577 | △155 | △5.7 |
| 第 28 期 2023 年 9 月期 第 1 四半期 | 営業利益又は営業損失 | △391 | △431 | △40 | — |
| | 経常利益又は経常損失 | △421 | △461 | △40 | — |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | △355 | △653 | △298 | — |
| | 総資産 | 12,074 | 10,262 | △1,811 | △15.0 |
| | 純資産 | 6,420 | △187 | △6,608 | — |
| | 売上高 | 6,454 | 6,246 | △207 | △3.2 |
| 第 28 期 2023 年 9 月期 第 2 四半期 | 営業利益又は営業損失 | 762 | 809 | 46 | 6.2 |
| | 経常利益又は経常損失 | 666 | 713 | 46 | 7.0 |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | 324 | 100 | △224 | △69.1 |
| | 総資産 | 12,191 | 10,415 | △1,776 | △14.6 |
| | 純資産 | 7,096 | 562 | △6,534 | △92.1 |
| | 売上高 | 8,635 | 8,555 | △80 | △0.9 |
| 第 28 期 2023 年 9 月期 第 3 四半期 | 営業利益又は営業損失 | △584 | △272 | 312 | — |
| | 経常利益又は経常損失 | △724 | △412 | 312 | — |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | △669 | △1,203 | △534 | — |
| | 総資産 | 11,768 | 9,690 | △2,077 | △17.7 |
| | 純資産 | 5,739 | △1,104 | △6,843 | — |
| | 売上高 | 10,163 | 10,374 | 210 | 2.1 |
| 第 28 期 2023 年 9 月期 | 営業利益又は営業損失 | △2,020 | △1,302 | 717 | — |
| | 経常利益又は経常損失 | △2,190 | △1,472 | 717 | — |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | △1,769 | △2,433 | △663 | — |
| | 総資産 | 10,512 | 8,479 | △2,032 | △19.3 |
| | 純資産 | 4,643 | △2,329 | △6,973 | — |

| | | | | | |
|----------------------------------|------------------------|--------|--------|--------|-------|
| 第 29 期 2024 年 9 月期 第 1 四半期 | 売上高 | 2,424 | 2,187 | △237 | △9.8 |
| | 営業利益又は営業損失 | 32 | △53 | △86 | — |
| | 経常利益又は経常損失 | 35 | △51 | △86 | — |
| | 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 | 41 | △313 | △354 | — |
| | 総資産 | 10,835 | 9,080 | △1,755 | △16.2 |
| | 純資産 | 4,333 | △2,994 | △7,328 | — |
| | | | | | |
| 第 29 期 2024 年 9 月期 第 2 四半期 | 売上高 | 5,005 | 4,479 | △526 | △10.5 |
| | 営業利益又は営業損失 | 343 | 92 | △250 | △73.0 |
| | 経常利益又は経常損失 | 332 | 82 | △250 | △75.3 |
| | 親会社株主に帰属する当期純損益 | 144 | △332 | △477 | — |
| | 総資産 | 11,913 | 9,043 | △2,870 | △24.1 |
| | 純資産 | 4,397 | △3,053 | △7,450 | — |
| 第 29 期 2024 年 9 月期 第 3 四半期 | 売上高 | 6,386 | 6,260 | △126 | △2.0 |
| | 営業利益又は営業損失 | △610 | △318 | 292 | — |
| | 経常利益又は経常損失 | △651 | △359 | 292 | — |
| | 親会社株主に帰属する当期純損益 | △614 | △902 | △287 | — |
| | 総資産 | 10,593 | 8,084 | △2,509 | △23.7 |
| | 純資産 | 3,273 | △3,987 | △7,261 | — |

(2) 改善報告書を提出することとなった経緯

当社は、2024年10月8日付「調査委員会の調査報告書に関するお知らせと再発防止の取り組みについて」及び2024年10月30日付「2024年9月期決算発表の延期及び過年度決算訂正に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、保険代理店事業における代理店手数料に係る売上の計上方法として、当社が将来受け取る代理店手数料の金額を見積り、その割引現在価値合計額を売上として計上する方法（以下、「PV 計算」といい、PV 計算により計上された売上を「PV 売上」という。）につきまして、2024年7月3日、当社の前任の会計監査人より、PV 計算の結果の一部について実態との乖離が見られる（以下、「本件問題」という。）との指摘を受けました。

当社の前任の会計監査人から本件問題に係る指摘を受けたことを踏まえて、当社は、2024年7月4日に社外の独立した第三者である弁護士及び社外監査役から構成される調査委員会を組成し、2024年10月7日付で調査委員会より調査報告書を受領いたしました。

加えて、2025年1月10日付「調査委員会の追加調査報告書に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、本件問題とは別に、当社において PV 計算業務を担当する担当者が、当社が PV 計算を行うに当たって使用していたシステム（以下、「手数料計算システム」という。）における様々な理由によるエラーの解消のための対応の1つとして、一定時期以降、手数料計算システムから出力された Excel ファイルを同ファイル上で直接修正していたところ、当該修正の結果として算出された PV 売上額と実際の入金額に相違があり、その相違理由が不明なものが多いということ（以下、「本追加問題」といい、本件問題と本追加問題を合わせて「本事案」という。）が判明したため、2024年10月28日に再度調査委

員会に対して本追加問題に関する調査を依頼し、2024年12月30日付で調査委員会より追加調査報告書を受領いたしました。

このような状況を踏まえ、当社は、是正すべきPV計算の実態との乖離額の算定作業を行い、この乖離を過年度決算の訂正を行うことでは正することが適切であるとの判断に至ったことで、過年度に遡ってPV売上の再算定作業を行いました。

また、2025年2月28日に過年度の有価証券報告書及び四半期報告書の訂正報告書を近畿財務局長へ提出するとともに、過年度の決算短信の訂正を行いました。加えて、売上高の訂正に伴い、過年度に遡って固定資産の減損処理及び税効果等の修正を行っております。

なお、当社の前任の監査法人による会計監査においては、2021年9月期からPV売上が監査上の主要な検討事項（KAM）として監査の対象となっていたこと、監査法人の要請により保険会社に対してPV売上の金額が記載された試算表の確認を求める手続が実施されていたこと、更にPV計算の業務の性質や経営陣の担当業務の内容等から、経営陣が実務レベルでPV計算に携わることはなかったことから、経営陣が誤謬に気付くことはできませんでした。また、1.（4）⑤に記載のとおり、PV計算において不備がある可能性を示唆する報告が当時のPV計算担当者からあったものの、公認会計士資格を有する当社の財務顧問に確認し、特段問題がないと判断したことから、コンプライアンス担当部門による検証に至りませんでした。

当社が最終的な会計処理に責任を負うことを認識しつつも、実際には上記のように、監査法人や公認会計士等の専門家の発言を批判的に捉え、検証できておらず、本事案発覚後の取締役会をはじめとした各会議体の議論においても、そのような点が指摘されました。

当該状況に関連して、当時の当社の最高財務責任者につきましては、これまでの経歴に鑑み、財務報告について代表者に準ずる責任を有するに相応しい者であると判断しております。他方で、当時の当社の最高財務責任者は誠意をもって最高財務責任者としての業務に係る検討・対応に努めていたものの、監査法人や公認会計士等の専門家の発言を批判的に捉え、検証できておらず、判断において不十分な点が見受けられており、そのような点が本事案の原因の1つであると考えております。

また、役員の経営責任につきまして、PV計算に係る再検証を行う必要が生じたことに伴い、2024年9月期（2023年10月1日～2024年9月30日）期末配当予想を無配と修正したことに関連して、経営責任を明確にするため、役員報酬を減額しております。役員報酬の減額の内容は以下のとおりです。

- ・代表取締役社長：2024年6月～12月の報酬から合計1,000万円減額。2025年1月～2025年3月の月額報酬を20%減額。
- ・専務取締役：2024年10月～2025年3月の月額報酬を15%減額。
- ・取締役（社内）：2024年10月～2025年3月の月額報酬を10%減額。
- ・取締役（社外）、監査役：2024年10月～2025年3月の月額報酬を5%減額。

代表取締役社長以外の役員につきましては、経営責任として、調査委員会から報告を受けた2024年10月から2025年3月まで全役員の報酬減額を上記のとおり実施いたしました。

代表取締役社長につきましては、2024年9月期に係る経営責任及び収益改善策として2024年6月～12月の期間で1,000万円の役員報酬を減額することを2024年6月に決定しておりました（当初は、業務執行取締役4名の報酬から合計1,000万円の減額を協議いたしましたが、代表取締役社長からの申出により、全額を代表取締役社長の報酬から減額することとなりました）。

そのため、代表取締役社長につきましては、2024年10月時点で上記の減額を実施中であり、同年12月まで毎月報酬月額の30%以上（約143万円/月）の減額を行っていたことから、今回の経営責任を加味しても、2024年6月～12月の期間で1,000万円の役員報酬を減額する方針を継続することが妥当と判断し、2024年10月～12月の報酬減額は代表取締役社長以外の取締役・監査役を対象として実施いたしました。

2025年1月以降は、代表取締役社長の報酬の1,000万円減額が完了したことから、他の役員の報酬減額の継続に合わせて新たに代表取締役社長としての地位に応じた減額率を決定し、実施いたしました。

なお、2025年6月20日付で提出をしております改善報告書においては、過年度決算訂正を行った期間に当社が実施した剰余金の配当について、外部専門家にも確認のうえ、会社法上の分配可能額規制違反に当たる可能性は低いと考えている旨を記載しておりました。一方、当該問題につきましては、引き続き慎重に検討を行うことが適切であると考え、改善報告書提出後に他の外部専門家に対しても意見を照会したところ、仮に過年度決算訂正に係る会計処理の全てが一般に公正妥当と考えられる企業会計の基準に沿つたものでなかったとした場合には、上記配当は、一部を除き、分配可能額規制違反に当たると考えられる旨の見解を受領いたしました。この見解においても、分配可能額規制違反に当たると考えられるとされる過年度の配当（以下、「本件配当」という。）について当時の取締役は会社法第462条第1項に基づく責任を負わないとされており、当社監査役会は、かかる見解等を踏まえ、当時の取締役に対して責任の追及を行わない旨を決議いたしました。

さらに、当社といいたしましては、上場企業として慎重な対応を探ることが適切であると考え、上記見解を前提に、本件配当の取り扱い等について対応を検討し、本件配当に係る配当金についての会社法第462条第1項に基づく株主への返還請求、過年度決算訂正を行った期間に係る会社法上の計算書類の取り扱い等についても外部専門家に意見を照会いたしました。

これらの外部専門家による意見も踏まえ、当社といいたしましては、株主の皆様に対して配当金の返還は求めないことといたしました。また、過年度の会社法上の計算書類の取り扱いについては、上記外部専門家の意見において、当社が2025年3月25日付で開催した定時株主総会の継続会において報告した第29期に係る計算書類は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に基づき確定しており、必ずしも過年度の会社法上の計算書類について再度確定手続を経ることは必要ではないとされており、当社といいたしましては、かかる外部専門家の意見を踏まえて、このために要する時間及び費用等の事情を総合的に考慮していずれの対応がより望ましいかについて引き続き検討してまいります。

（3）本事案の概要

調査委員会より受領した調査報告書では、手数料計算システムにおいて発生していた、代理店手数料の支払回数について、システム上で入力されている支払回数が実際の支払回数と合致しないというエラーに対して適切な対応が行われていなかつたことが判明いたしました。これらのエラーは、主に、他の保険代理店から当社に対して保険契約の移管が行われた際、当該移管後においても移管前の保険代理店に適用されていた代理店手数料規程に基づく支払条件のもとで代理店手数料が入金されるところ、手数料計算システムによるPV計算においては当社が適用する代理店手数料規程に基づく支払条件に基づき計算が行われており、計算に不具合が生じたという事象や、自動更新型の保険契約を手数料計算システムによって処理する際に、実際に自動更新がなされた場合、その更新情報を正確に捕捉することができず、一部の自動更新型の保険契約においてはそれ以降の計算結果が0円になるといった事象によるものでした。これに対して、各保険会社が策定・運用する代理店手数料規程に基づい

て手数料計算システムを改修すべきでしたが、担当者の代理店手数料規程に対する確認不十分や誤解により、一部の保険商品について、代理店手数料の過大な支払回数に基づくシステム入力値の更新が行われた結果、誤った PV 計算等が生じており、PV 売上の金額算出のプロセスが精緻ではなかったことが判明いたしました。

また、調査委員会より受領した追加調査報告書では、L 字型の手数料体系（初年度の手数料率が、次年度以降の手数料率よりも高くなるタイプ）であるにもかかわらず初年度手数料の金額を 120 回(10 年分)計上するという修正や、実際に入金された手数料の倍額を将来 10 年分計上するという修正が行われていたことが判明いたしました。

調査報告書及び追加調査報告書の内容を踏まえ、PV 売上の金額算出のプロセスが精緻ではなかったと認識しております。

なお、調査報告書及び追加調査報告書では PV 計算の結果と実態の乖離について、当時の取締役や部門長から担当者に対して、実態のない売上や一定額以上の売上を計上するような指示、ないし圧力がかかっていた事実や、当時の取締役や部門長が、PV 売上額が不適切となっていたことを認識していた事実は認められておらず、実態のない売上を作出する意図があったものとまでは認められませんでした。

当社としても、上記の調査委員会による認定と同様の認識をしておりますが、他方で、PV 計算の業務に携わる担当者及びその上司となる管理職が頻繁に変わり、1 人または少数の担当者が PV 計算に対する理解が乏しい等の理由で、直属の上司に十分相談することもできずに処理を行わざるを得ない体制が続いてきたことが、本事案が発生した背景の 1 つであると考えております。また、PV 計算の担当者が、手数料計算システムにおけるエラー（手数料計算システムによる PV 計算において当社が適用していた代理店手数料の支払回数が、実際の代理店手数料規程に基づく支払回数を下回っていたことに起因して生じるエラー）を解消するために総支払回数を延長する処理をすることは正しい、または、手数料計算システムにおいて、保険会社から送付される入金データの金額とシステムの計算結果に相違がありエラーが少なからず発生していたことから、システムの計算結果より管理会計上の PV 売上推定額（管理会計上の PV 売上推定額の詳細については 1. (4) ③に後述）の方が正しいと考えて誤った対応を行っていたものと考えております。

また、2021 年 9 月期または 2022 年 9 月期において、特定の保険会社分について、申込データの取り込みに関する誤りにより、計算結果の金額が正しく計算されないという事象が発生しておりました。一度取り込まれた申込データはシステム内に残り続けるため、この期間に取り込まれた申込データに紐づく証券番号の計算結果につきましては、継続的にエラーが発生する状況となっておりました。

(4) 本事案の発生原因の分析

本事案の発生原因は以下のとおりであり、主に当社が財務会計上 PV 計算による代理店手数料売上を計上する会計方針を採用するに当たっての、導入時及び運用時のリスクマネジメントの問題であると認識しております。

① PV 計算作業の環境の整備が十分でなかったこと

手数料計算システムは、代理店手数料規程に基づき手数料計算システムのマスターで登録されている総支払回数（例えば 120 回※10 年間）を超える自動更新型の保険契約を処理する際に、実際に自動更新がなされた場合、その更新情報を正確に捕捉することができず、一部の自動更新型の保険契

約においては、それ以降の計算結果が 0 円になるといったエラーが発生していました。その原因是、既存の手数料計算システムでも自動更新がされた保険契約を処理すること自体は可能ですが、手数料計算システムによる処理に必要となる保険会社から提供された申込データに自動更新された保険契約のデータが含まれていなかつたことや、自動更新された保険契約の原契約の契約締結日が古く、過去の代理店手数料規程を十分に確認することができない等の事情があつたことから、手数料計算システムのみで自動更新型の保険契約を処理することが困難であったことによるものです。当該エラーが発生した際には、手数料計算システムによる PV 計算の結果を PV 計算の担当者が手作業で修正する必要がありました。このようなエラーが生じる件数は少なくはなく、かつ手数料計算システムの基礎データとなる、保険会社より発行される代理店手数料明細の入手時期が決算確定日の約 20 日前であったことから、PV 計算及びエラーの修正、検証の業務量と代理店手数料明細の入手時期を考慮した際に、時間的猶予を十分に確保できておりませんでした。

更に、手数料計算システムにおいてこのようなエラーが出た際に、エラーを手作業で修正することは運用上一般的であるという担当者の認識によりシステムの根本的な改修が行われず、また、経営陣がエラーを修正するための業務に相当な時間を要するという認識を持っていなかつたことで、担当者の増員等、適切な対策を講じることができませんでした。加えて、入金額に対する実在性や入金検証等のモニタリングをサンプルチェックにて行っておりましたが、PV 計算を行つた経理部門自身によるサンプルチェックしか行われていなかつたこと、検証を行つたサンプル数が少なかつたこと、サンプル対象を新商品のマスタ登録漏れや登録誤り等により最もエラーが発生しやすい新規契約にフォーカスし、既契約分を対象としていなかつたことにより、本事案を発見することができなかつたことから、不足があつたと認識しております。このように、手数料計算システムを含めた PV 計算のための仕組みがブラックボックス化してしまつており、本事案発覚後の取締役会をはじめとした各会議体の議論においても、そのような点が指摘されました。

② 短期間での担当者の交代及び引継ぎが不十分であったこと

PV 計算是多数の保険会社及び保険契約ごとの代理店手数料規程を確認及び把握して計上範囲を個別に特定するものであり、導入時に想定されていた以上に、複雑かつ専門的な業務でありました。それにもかかわらず、PV 計算担当者は PV 計算導入時に適切な人員数と見込まれていた一人または少數のままであり、上記 1. (4) ①に記載のとおり担当者の増員等、適切な対策が講じられておりませんでした。また、エラーに対処しながら決算を確定させることに精一杯であったことから、部門異動や退職によって担当者が変更になる際も、正しく業務引継書が作成されず、適切な引継ぎが十分に行われておりませんでした。加えて、業務の進め方やエラーの対処法等を記したマニュアルも同様に作成できておらず、当時の直属の上司も PV 計算に精通していたわけではなく、担当者が業務について当該上司の指示を仰ぐことができなかつたため、担当者は PV 計算及び手数料計算システムに対する理解が不十分で場当たり的な対応になっておりました。このような状況であったものの、上記 1. (4) ①に記載のとおり、経営陣がエラー修正に相当な時間を要するという認識を持っていなかつたことで、適切な対策を講じることができませんでした。

③ PV 計算担当者においてプレッシャーを感じていたとかがわれること

当社では、期末における PV 計算担当者による実際の PV 計算に先立ち、経理部門である総合企画部において日常的に、当社の顧客管理システムに登録された申込情報（保険種類、保険料、保険期間等）から算出する初年度手数料額（契約 1 ヶ月目から 12 ヶ月目に支払われる手数料の合計額）に、

過去の実績値から導き出された一定率を乗じることで管理会計上の PV 売上推定額を算出しておりました。PV 売上推定額は当社が対外的に公表している業績概要の速報値にも使用されており、財務会計上の PV 売上額の算出の参考ともしておりました。上記 1. (4) ①で記載したように手数料計算においてエラーが少なからず発生する状況を受け、PV 計算担当者は、管理会計上の PV 売上推定額がむしろ正しいという前提のもと、実際の算出額との間に乖離がある場合にはその差異を減少させなければならないと考え、PV 計算の修正作業を行っておりました。また、上記 1. (4) ①に記載のとおり、PV 計算の基となる保険会社からのデータ受領から決算確定までの時間的猶予が十分ではない中で作業を行わなければならなかつたため、PV 計算担当者は時間内になんとか計算しなければならないというプレッシャーを一定以上感じていたことがうかがわれております。

④ 収益認識基準にかかる規程の内容が不十分であったこと

各保険会社について少なからず存在する、契約期間満了時に保険契約が自動的に同期間で更新される自動更新の契約を例にとれば、一部の保険会社の代理店手数料規程には更新後の手数料が支払われる旨規定されているため、PV 売上を計上する余地がありましたが、手数料計算システムには更新後の手数料を見積る仕組みを実装していませんでした。また、営業収益を適正に計上することを目的に策定している社内規程である「営業収益計上細則」において、自動更新後の手数料の計上方法について具体的に明文化していませんでした。そのため、決算対応において手数料計算システムを改修する時間がない中、PV 売上を計上する余地がある更新後の手数料を計上すべく、手数料の総支払回数を延長するという、担当者による場当たり的な対応が行われておりました。

将来手数料の計上範囲については監査法人とも具体的に協議し、営業収益計上細則に明文化して担当者による場当たり的な対応にならないよう適切に計上する必要がありましたが、監査法人との具体的な協議や合意も経ておらず、結果的に監査法人の本事案に対する把握を遅くさせ、問題を拡大させることとなりました。

⑤ 担当者の申告に対して適切に検証する内部統制が十分に機能しなかつたこと

当社は、コンプライアンス基本方針を定め、当該基本方針のもと「コンプライアンス規程」を策定しております。当社の「コンプライアンス規程」に基づき、従業員は PV 計算に限らず社内において法令等に違反する行為や違反するおそれがある行為（以下、「コンプライアンス違反」という。）を発見した場合には、直ちに部内のコンプライアンス担当者及びコンプライアンス責任者である部門長に報告する役割を担っており、部門長は申告内容を確認のうえ、速やかにコンプライアンス担当部門へ報告するルールが定められています。また、コンプライアンス担当部門は、通常部門長やコンプライアンス担当者から報告を受けた場合は、検証のうえ、「コンプライアンス委員会規程」に基づき、3 ヶ月に 1 回開催されるコンプライアンス委員会に報告を行っております。

2023 年 6 月頃に PV 計算担当者から部門長に対して、過去に保険契約者によって保険契約が解約され PV 売上が計上されるべきでないものについて売上計上する処理がなされている可能性を示唆する報告があったものの、その後当該担当者が当社の財務顧問に確認し、計算ロジック及び処理について特段異議はなく自身の勘違いであった旨を部門長に伝えたこと、及び外部からの出向者であり着任当初であった部門長が、コンプライアンス規程の内容に関する認識や PV 計算に関する業務理解が十分ではなかったことから、当該申告の事実が正確に上層部に伝えられることはなく、またコンプライアンス担当部門への報告も行われなかつたため、コンプライアンス担当部門による検証に至りませんでした。本事案発覚後の取締役会をはじめとした各会議体においても、声が上げにく

い環境があったのではないかという議論があり、担当者の申告に対して適切に検証する内部統制が十分に機能しておりませんでした。なお、当該部門長の配属においては、当該部門長のこれまでの経歴に鑑み、PV 売上業務以外に経理部門が担う業務範囲の多くについては十分担えるものと判断しておりました。

また、本事案における当時の PV 計算担当者同士や上司への業務相談等は主に slack ツールで行われていましたが、slack ツールの利用方法については、会話している者同士しか内容を把握できない DM (ダイレクトメッセージ) 形式でのやり取りが大半であったために、他の部員や上司、内部監査の担当者、経営陣が該当部門でどのようなことが起こっているのかを十分に把握できない状態となっていました。

⑥ 会計上の誤謬を防ぐ内部統制上の仕組みが十分ではなかったこと

当社では内部監査部門が業務監査と内部統制 (J-SOX) 監査を行い、内部統制が機能しているかどうかモニタリングを行っておりますが、従前実施していた監査では、各事業年度の決算開始前に内部統制計画を策定し、PV 計算に関するどのようなリスクや誤謬が発生しうるか毎期検討し、監査項目や方法について監査法人とも相談のうえ定めるとともに、その後も必要に応じて検証方法の変更や検証資料の追加、サンプルの変更や追加を行ってまいりました。毎四半期決算時には、PV 計算を行う手数料計算システムから算出された計算結果について入金額に対する実在性や入金検証等のモニタリングをサンプルチェックにより行っておりましたが、内部監査部門の PV 計算に対する知識や理解が不足しており、上記 1. (4) ①に記載のとおり、計算を行った経理部門自身によるサンプルチェックしか行われていなかったこと、検証を行ったサンプル数が少なかったこと、新規契約分のみで既契約分のサンプルチェックが行われていなかったことにより本事案を発見することができなかったことから、不足があったと認識しております。

また、当社の内部統制 (J-SOX) において、IT システムの開発・導入、運用・保守管理に係る規程の整備やそれに伴う運用 (IT 全般統制) は適正に行われていたものの、PV 計算に特化した手数料計算システムについて、データ入力の不正防止策の策定や、出力データの引渡しのルール化等、情報の完全性を担保する IT 業務処理統制が十分ではありませんでした。

(5) 連結子会社である株式会社保険市場における一部の売上の計上誤りについて

本事案とは別に、連結子会社である株式会社保険市場において、2024 年 9 月期の末日後の会計監査の過程で、メディア事業及びメディアレップ事業の売上の一部について計上誤りがあったこと（以下、「保険市場における計上誤り」という。）が明らかになりました。

保険市場における計上誤りは、広告掲載枠の確保・提供により履行義務が充足される取引の一部について、顧客との間において契約内容が変更されたにもかかわらず、当該契約内容に関する変更についての情報が営業部門から経理部門に適切に連携されなかつたことから、経理部門が根拠となる証憑を十分に確認できておらず、従来の契約に基づく取引が継続しているものと誤認した結果、決算数値の確認手続が十分に実施されなかつたことにより発生いたしました。

当該事案については、注文書等の詳細な取引の根拠証憑の検証体制が十分ではなかったと考えております。

2. 改善措置並びにその実施状況及び運用状況

(1) 再発防止に向けた改善措置

従来は、経理部門の担当 1 名、管理職 1 名のみで PV の計算や検証、経理処理に至るまでの全ての業務を行っていたため、PV 計算のための仕組みがブラックボックス化し、経営陣が状況を適切に把握できていなかつたことから、リスクマネジメントに不足があったと考えております。再発防止に向けた改善措置を実施するうえで、後述するとおり、PV 計算に関わる各部門の人員配置を見直すとともに、各部門の役割をそれぞれ以下のとおり明確化いたしました。

* PV 計算部門（事業戦略室）：売上の計算（PV 計算、PV 計算結果の検証）・売上報告

* 経理部門（総合企画部）：売上の検証（PV 計算結果の検証）・経理処理

* 内部監査部門（内部監査室）：検証及びモニタリング

* IT 部門（ビジネス IT 推進部）：手数料計算システムの開発及び保守

改善措置を実行するに当たり、各部門の役割を明確にするとともに、コンプライアンスの推進やガバナンス体制の強化等に努めてまいりました。

① るべき PV 売上の計上方法の整理及び PV 計算のための仕組みの再整備等

【改善報告書に記載した改善策】

手数料計算システムによる計算で発生するエラーについて、PV 計算担当者による修正作業でその解消に対応しておりましたが、手数料計算システムの根本的な改修ができませんでした。

なお、過年度決算訂正以降は、マスタへの登録誤りや計算ロジックの誤りが発覚した保険会社に関する PV 計算につきましては、手数料計算システムによる計算の対象外とし、Excel のマクロ計算を利用して、継続率や金利等の影響を勘案して PV 計算を行っております。

2025 年 9 月期につきましては、期末までに手数料計算システムを改修し、手数料計算システムのみを利用して計算を行う予定であり、下記の基本的な考え方をもとに手数料計算システムの改修及び運用の見直しを進めております。

* システムの高度化を推進し、手作業の介在する余地を可能な限り排除し、システムにより効率的かつ確実に正しい計算が行われる仕組みを再構築する。

* システムの高度化の前提として、PV 計算の基礎となる保険契約のデータベースや代理店手数料規程の検証を継続し、会計上の見積りの精度向上を継続的に行う。

* システムエラー発生時の対応や、代理店手数料規程や保険契約データの変更時の処理ルールを整備し、計算条件の変化を適切に PV 計算に反映できる仕組みを再構築する。

a. 代理店手数料規程の管理・運用見直し

上記の手数料計算システムの改修において、PV 計算の基本となる代理店手数料規程そのものの管理方法について、正しい情報を PV 計算部門が速やかに確認、利用できるよう改善いたしました。具体的には、保険会社ごとに手数料率がいつ、どのように変更となったかが分かる一覧表を作成するとともに、手数料率の変更内容が分かる証跡データについて、種類ごとに分けて保存及び管理する等、分かりやすい管理方法へ変更いたしました。今後は、当該管理方法を PV 計算部門において運用し、内部監査部門が検証及び評価し、その結果を四半期に 1 回検証して改善を継続してまいります。

| | |
|-------------|------------------------------|
| 改善措置 | 代理店手数料規程の管理・運用見直し |
| 主管部署（検討・整備） | 事業戦略室 |
| 整備対象規程等 | 手数料規程管理業務マニュアル |
| 整備完了時期 | 2025 年 6 月（予定） |
| 運用開始時期 | 2025 年 7 月（予定） |
| 周知徹底方法 | 社内の情報伝達プラットフォーム・関係者間でのミーティング |
| 実施頻度 | — |
| モニタリング状況 | 内部監査室による四半期ごとのモニタリング |
| 原因項目（参照先） | 1. (4) ① |

【実施・運用状況】

PV 計算部門においては、手数料規程管理業務マニュアルに基づいた運用を行っております。通常、手数料規程の改訂に係る保険会社からの連絡があった際に PV 計算部門が最新の手数料規程を保存しておりますが、加えて、同部門が月次で保険会社から手数料規程の改訂に係る情報収集を行い（PV 計算部門から取扱全保険会社に対して、手数料規程や代理店ランクの変更がないか確認を行い、変更があればフォルダと管理表の更新を行う）、年次で最新の手数料規程を収集し、当社で管理している最新の規程や代理店ランクと相違がないか確認を行っております。また、手数料規程の改訂があった際はマスタの更新を行うことで、最新の情報が反映される体制を構築しております。なお、内部監査部門においては、手数料規程管理業務マニュアルに基づいた運用が行われているかモニタリングを実施することで、常にマスタが最新の状態である体制を構築しております。2025 年 9 月期第 4 四半期のモニタリングにおいては、PV 計算に係る手数料規程の管理について問題がなかったことを確認いたしました。

また、2025 年 5 月より PV 計算に関わる部署（PV 計算部門・経理部門・内部監査部門・IT 部門及び内部統制チーム）による部門横断的なプロジェクトとして毎日 1 時間程度のミーティング（以下、「PV ミーティング」という。）を実施し、PV 計算全般の進捗の確認や課題の共有を行う等、部署の垣根を越えて相互牽制を行うことのできる体制を構築しております。加えて、PV ミーティング等をとおして把握したプロジェクトの進捗を、毎月の取締役会において報告しております。

なお、本事案を受けて内部統制の強化を目的に内部統制チームを発足いたしました。本改善状況報告書提出日現在において、内部統制チームは、コンプライアンス部長をチーム長とし、その他内部監査部門の部員、PV 計算部門の部員から構成されております。チーム全員が前述の部門横断的なプロジェクトに参画しており、再発防止に向けた改善措置の策定を行い、策定した改善措置について全社で実行すべく、進捗確認・推進を担っております。加えて、月に 1 回開催される定時取締役会において、改善措置の進捗状況を定期報告しております。これにより、各役員が改善措置の進捗や課題等の現状を正確に把握するための体制を確立することができており、当社の内部統制やガバナンス体制の強化に寄与しております。

【改善報告書に記載した改善策】

b. 手数料計算システムの改修・運用整備

PV 計算において使用している手数料計算システムにつきましては、従来システムの改修に向けた要件定義、運用整備を行ったほか、PV 計算の過程において、手数料計算システム上のエラーが発生した際の検証方法の策定及び修正作業の検証を行いました。上記 1. (3) に記載する 2021 年 9 月期または 2022 年 9 月期において申込データの取り込みに関する誤りが生じていた特定の保険会社及びマスタへの登録誤りや計算ロジックの誤りが発覚した保険会社につきましては、過年度決算訂正以降は Excel のマクロを利用して計算を行っておりますが、2025 年 9 月期につきましては、手数料計算システムの改修にあたり、期末までに、システムに登録されている代理店手数料率や支払回数等のマスタの確認・修正及び出力結果の全件検証を行い、手数料計算システムのみを利用して計算を行う予定です。

なお、PV 計算に特化した手数料計算システムについて、データ入力の不正防止策の策定や、出力データの引渡しのルール化等、情報の完全性を担保するための新たな IT 業務処理統制につきましては、2. (1) ⑥をご参照ください。

| 改善措置 | 手数料計算システムの改修・運用整備 |
|-------------|--------------------|
| 主管部署（検討・整備） | 事業戦略室・ビジネス IT 推進部 |
| 整備対象規程等 | 業務フロー図・業務マニュアル（新設） |
| 整備完了時期 | 2025 年 8 月（予定） |
| 運用開始時期 | 2025 年 9 月（予定） |
| 周知徹底方法 | 関係者間でのミーティング |

| | |
|------------|--------------------------------|
| 実施頻度 | 一 |
| モニタリング状況 | 改修システムが期待どおりのシステムになっているかモニタリング |
| 原因項目番(参考先) | 1.(4)① |

| | |
|-------------|------------------------|
| 改善措置 | 登録マスタ及び出力結果の全件検証 |
| 主管部署(検討・整備) | 事業戦略室・ビジネスIT推進部 |
| 整備対象規程等 | 一 |
| 整備完了時期 | 2025年9月(予定) |
| 運用開始時期 | 2025年10月(予定) |
| 周知徹底方法 | 関係者間でのミーティング |
| 実施頻度 | 1回 |
| モニタリング状況 | 総合企画部・内部監査室によるサンプルチェック |
| 原因項目番(参考先) | 1.(4)① |

【実施・運用状況】

一部の業務（マスタ更新・データ加工・データ取込結果確認・計算結果加工・保険種類の判別、割引率の乗算）を除き、手数料計算システムのみを利用して計算を行うことができる体制を構築いたしました。当初想定していた体制の構築は完了している状況ですが、今以上に手作業を要する業務を排除し、更なる精度の向上に努めてまいります。手作業を要する一部の業務につきましては、PV 計算業務や売上処理に関わらない牽制担当として、コンプライアンス部長の承認を必要とするルールを策定しております。なお、コンプライアンス部長は PV 計算における実務を行っているわけではありませんが、内部統制チームのチーム長として PV ミーティングに参加していることから、手作業を要する一部の業務における牽制担当として、適切な機能を果たせるものと考えております。

現在、計算結果を手作業で調整する必要があるケースは、保険会社 44 社中 2 社のみとなっており、特定の条件において自動更新が手数料計算システムで正しく判別できない契約を PV 計算対象外(削除)とするケースと、保険会社からの手数料の支払方法変更により特定の条件の契約が重複計算されるものの、2026 年 4 月までの期限付き処理となるため、手数料計算システムは改修せず暫定処理として重複契約の削除を行っているケースとなっております。

通常は手数料計算システムから出力された計算結果に、金利による割引率を用いて PV 計算を行っております。当初は、手数料計算システムのみを利用して計算を行う予定でしたが、上述のとおり計算結果を手作業で調整するケース（保険会社 2 社）が残存しているため、これらの作業については統制をより強化する観点から、コンプライアンス部長の承認の前に、PV 計算部門の担当役員の承認も必要とする運用といたしました。なお、今後、予期せぬ計算エラーの発生時にシステム改修が間に合わない場合においても、同様の承認フローを経ることとしております。

また、登録マスタと代理店手数料規程との照合、及び登録マスタからの出力結果と実際の入金額とを照合する全件チェックを実施いたしました。2025 年 7 月～2025 年 9 月に行った全件チェックの結果、6 社 680 件の計算不備を識別いたしましたが、マスタ修正や手数料計算システムの改修等を行い、改善状況報告書提出日現在において、不備は解消されております。

【改善報告書に記載した改善策】

c. 営業収益計上細則の改訂

営業収益を適正に計上することを目的に策定している社内規程である「営業収益計上細則」の改訂を行い、PV 売上に關係する保険契約のうち、契約期間満了時に保険契約が自動的に同期間で更新される自動更新の保険契約及び当社が他代理店から保険会社に対する代理店手数料債権の譲渡を受け

た保険契約について、代理店手数料債権の内容、収益認識時点、収益額の算定方法等の詳細をそれぞれ追記いたしました。

| | |
|-------------|------------------------------|
| 改 善 措 置 | 営業収益計上細則の改訂 |
| 主管部署（検討・整備） | 総合企画部 |
| 整備対象規程等 | 営業収益計上細則（改訂） |
| 整備完了時期 | 2025年4月30日 |
| 運用開始時期 | 2025年5月1日 |
| 周知徹底方法 | 社内の情報伝達プラットフォーム・関係者間でのミーティング |
| 実施頻度 | 一 |
| モニタリング状況 | 総合企画部・内部監査室によるサンプルチェック |
| 原因項目（参照先） | 1.（4）①、1.（4）④ |

【実施・運用状況】

上述のとおり、営業収益計上細則の改訂に当たり、PV売上に関する保険契約のうち、契約期間満了時に保険契約が自動的に同期間で更新される自動更新の保険契約及び当社が他代理店から保険会社に対する代理店手数料債権の譲渡を受けた保険契約について、代理店手数料債権の内容、収益認識時点、収益額の算定方法等の詳細を追記いたしました。また、自動更新の保険契約について、従来は自動更新を生命保険にのみ認める内容となっておりましたが、損害保険、少額短期保険ともに自動更新商品が多数存在するため、2025年8月、自動更新の取り扱いに新たに損害保険、少額短期保険を追加いたしました。

なお、営業収益計上細則の改訂に当たっては、経理部門において改訂案を作成のうえ、内容について監査法人に確認いただくとともに、取締役会における承認を得ております。

【改善報告書に記載した改善策】

d. サンプルチェック体制の強化

手数料計算システムの管理に当たっては、手作業での入力が必要な場合においては入力時のダブルチェックを徹底してミスを防止するとともに、計算結果のサンプルチェックを実施し、検証することで入力値の適正性を担保いたします。具体的には、経理部門においてはPV計算結果の中から、金額の推移が他と異なる保険契約を分母としてサンプルを抽出し、内部監査部門においては全母集団からサンプルを抽出しチェックを行うという、2部門にて異なる手法でサンプルチェックを行うことで、システムエラーを早期に発見し、速やかに改修する運用を実施いたしました。このような2部門によるサンプルチェックは今後も継続をしてまいります。

| | |
|-------------|--------------------------|
| 改 善 措 置 | サンプルチェックの体制変更 |
| 主管部署（検討・整備） | 総合企画部、内部監査室 |
| 整備対象規程等 | 手順書 |
| 整備完了時期 | 2025年4月 |
| 運用開始時期 | 2025年9月期第1四半期決算より開始 |
| 周知徹底方法 | 一 |
| 実施頻度 | 毎月（総合企画部）、四半期ごと（内部監査室） |
| モニタリング状況 | 内部統制・個別業務プロセスで評価（モニタリング） |
| 原因項目（参照先） | 1.（4）①、1.（4）⑥ |

また、決算時にPV計算結果を検証する現状の仕組み（検証に使用する外部データや利用方法、業務内容と実施時期等）について、決算スケジュールとの関係での実行可能性も勘案して再検証し、より実効性のある業務手順への見直しを行います。

加えて、外部の機関にPV計算に関する検算を依頼し、相違がないかを客観的かつ継続的に検証することについても検討を進めています。

なお、手数料計算システムの改修に伴い、PV計算の業務フロー図、運用ルールを見直しました。システムの改修に当たっては、2025年9月期第1四半期及び第2四半期において経理部門及び内部監査部門によるサンプルチェックで発見したエラーの修正も組み込んだ仕様としております。

【実施・運用状況】

経理部門では、PV 計算の結果、PV 算出額が前四半期末と比較して増加している保険証券（計算誤りのリスクが相対的に高いと考えられる母集団）から任意抽出したサンプルを対象に、2025 年 9 月期第 1 四半期～第 3 四半期においては、1 四半期当たり約 140 件、第 4 四半期においては、全件（4,291 証券分）について確認を実施いたしました。

基本的に 1 証券当たりの PV は前月末と比べて減少傾向にあります（自動更新を見込んだ契約を除く）。これは、手数料支払いの回数は上限が定められており、月を経る毎に支払いの残存回数が減少するためです。従って、PV が増加している保険証券は計算誤りのリスクが相対的に高いと考え、検証範囲としております。

具体的には、サンプル対象の保険証券の PV 計算結果・入金明細・契約内容詳細（保険会社のシステムにログインし契約内容を確認）・手数料規程の 4 点を突合し、PV 計算額と手数料規程から計算される手数料額との差異の有無を確認いたしました。差異があった場合は、PV 計算部門にフィードバックの上修正指示を行い、修正結果を再度確認いたしました。

内部監査部門では PV 計算を実施している全保険会社を対象とし、各社毎にサンプル証券数を設定し、無作為抽出の手法により、2025 年 9 月期第 2 四半期～第 3 四半期においては、1 四半期当たり約 250 件、第 4 四半期においては、手数料計算システムの改修対象となった 36 社を対象とし 248 件のサンプルチェックを実施いたしました。

2025 年 9 月期第 2 四半期においては、前期末の保険会社別 PV 計算額をもとに、計算額の多寡によって PV 対象保険会社を 3 グループに分け、以下のとおり、それぞれのグループのサンプル数を決定いたしました。

*PV 計算額 1 億円以上の保険会社：各 10 件

*PV 計算額 1 億円未満 1 千万円以上の保険会社：各 8 件

*PV 計算額 1 千万円未満の保険会社：各 3 件

第 3 四半期においては、第 2 四半期の検証結果も加味し、確認事項が多かった保険会社は件数を増やし、商品数が少なく確認事項もなかった保険会社は減少させる等、サンプル数の増減を行いました。

第 4 四半期においては、手数料計算システムの改修にあたっての総合テスト結果の検証も兼ね、総合テストで実施されたサンプル対象と同条件のサンプルを無作為抽出し、検証を行いました。

具体的には、無作為抽出した証券の PV 計算結果・入金明細・契約内容詳細（保険会社のシステムにログインし契約内容を確認）・手数料規程の 4 点を突合し、PV 計算額と手数料規程から計算される手数料額との差異の有無を確認いたしました。差異があった場合は、PV 計算部門にフィードバックの上修正指示を行い、修正結果を再度確認いたしました。

また、PV 計算の代理店手数料計算システムの開発を、外部のシステム開発会社の開発部門にて実施しておりますが、PV 計算含めシステムの品質保証につきましては、開発部門とは別組織の、システムの品質保証をソリューションとして提供している同社の品質保証部門での第三者確認も実施し、品質に問題がないことを確認してシステム開発を完了しております。同社の品質保証部門での第三者確認による手数料計算システムの品質保証に加え、上述のとおり、登録マスター及び出力結果の全件検証やサンプルチェック体制の強化等、当社における取り組みを実施することで、PV 計算結果に相違がないかを継続的に検証しております。

なお、当初は外部の機関に PV 計算に関する検算を依頼することを検討しておりましたが、PV 計算が複雑かつ専門的な業務であるが故に、検証のために別途システムを一から構築する必要が生じ、その金銭的コストや時間的コストに鑑み、外部の機関で検算を行うことが難しいと判断し、外部のシステム開発会

社の品質保証と、社内での検証体制の構築・運用の徹底によって対応することとしたしました。

【改善報告書に記載した改善策】

e. 関係規程の内容等に係る整備及び周知

上記「c. 営業収益計上細則の改訂」に記載のとおり、収益認識の基礎となる社内規程の整備及びPV計算の基本資料である代理店手数料規程の運用の適正化を通じて、るべき PV 売上の計上方法を整理し、当該関係規程の内容等について社内の情報伝達プラットフォームによって全社員に対して 2025 年 5 月に周知いたしました。

また、PV 計算に携わる社員に対して、対応者が交代する度に経理部門から説明やミーティング等を実施することで、PV 計算に携わる社員が正しい認識で業務に対応できるように努めています。

| 改善措置 | 関係規程の整備 |
|-------------|------------------------|
| 主管部署（検討・整備） | 総合企画部・事業戦略室 |
| 整備対象規程等 | 業務フロー図・業務マニュアル（新設） |
| 整備完了時期 | 2025年7月（予定） |
| 運用開始時期 | 2025年8月（予定） |
| 周知徹底方法 | 関係者間でのミーティング |
| 実施頻度 | 対応者の交代時 |
| モニタリング状況 | 総合企画部・内部監査室によるサンプルチェック |
| 原因項目（参考先） | 1. (4) ① |

【実施・運用状況】

1. (4) ③に記載のとおり、当時の PV 計算担当者が管理会計上の PV 売上推定額がむしろ正しいという前提のもと、実際の算出額との間に乖離がある場合にはその差異を減少させなければならないと考え、PV 計算の修正作業を行っていたところ、PV 売上推定額がむしろ正しいという考えは思い込みであり、適切に計算・検証された結果が、「るべき PV 売上」であるということを、2. (1) ①に前述した、PV 計算部門の部門長や PV 計算担当者、PV 計算結果の検証を行う担当者等が一堂に会する場である PV ミーティングにおいて、改めて認識を一にいたしました。また、PV ミーティングの中で PV 計算部門が業務フロー図・業務マニュアルを作成し、システム改修担当の IT 部門、内部統制担当の内部監査部門によるレビューを経て策定いたしました。業務フロー図・業務マニュアルは 2025 年 7 月末に完成し、PV 計算部門の担当者は策定したルールに基づき PV 計算を行っております。

なお、営業収益計上細則の改訂に当たっては、改訂した内容等について社内の情報伝達プラットフォームによって全社員に対して周知を行いました。当社では、規程等の社内ルールを改訂・変更する場合、全社員に対して都度社内の情報伝達プラットフォームにて周知を行っており、当該周知は今後も継続してまいります。

② 適切な人員配置、情報共有

【改善報告書に記載した改善策】

a. 人員の増強

PV 計算担当者が一人または少数であったこと等から、一般的な内部統制における 3 つのディフェンシスラインの考え方沿って、人員の増強を図っております。具体的には、日々の業務においてリスクの特定及び必要な統制手続を行う PV 計算部門である事業戦略室（第 1 線）の人員を 2024 年 10 月 1 日付で 2 名から 3 名に増員し、2025 年 2 月 1 日付で更に 3 名から 4 名に増員いたしました。また、業務執行部門から独立した立場でリスク及び管理状況の監視を行う経理部門である総合企画部（第 2 線）の人員を 2024 年 10 月 1 日付で 10 名から 11 名に増員し、業務執行部門及びリスク管理部門から独立した立場から検証、牽制を行う内部監査部門である内部監査室（第 3 線）の人員を 2024 年 12 月 1 日付で 3 名から 4 名に増員いたしました。なお、経理部門の人員につきましては、引き続き増強を行うことを予定しており、上場企業の決算業務に携わった経験や経理実務経験等のある人材を 1 人

以上採用できるまで、採用活動を継続する予定としております。

| | |
|-------------|--|
| 改 善 措 置 | 人員の増強 |
| 主管部署（検討・整備） | 人事総務部 |
| 整備対象規程等 | 一 |
| 整備完了時期 | 2025年2月1日（経理部門の人員増強時期は2025年8月までを目標に採用活動を行っており、追加で1名以上採用できるよう活動を継続しております） |
| 運用開始時期 | 2025年2月2日 |
| 周知徹底方法 | 社内の情報伝達プラットフォーム |
| 実施頻度 | 一 |
| モニタリング状況 | 一 |
| 原因項目（参考先） | 1. (4) ①、1. (4) ②、1. (4) ③ |

【実施・運用状況】

本改善状況報告書提出日現在において、PV計算部門である事業戦略室の人員は6名、経理部門である総合企画部は9名、内部監査部門である内部監査室は4名となっております。経理部門の人員増強のための人材採用は現時点において完了しておりませんが、採用面接の受け付け、書類選考及び面接を継続的に行っており、上場企業の決算業務に携わった経験や経理実務経験等のある人材を採用できるよう、採用活動を継続しております。

今後の各部門における人員数につきましては、必要に応じた部門間での適正な人員配置や採用活動等を実施することで、組織の強化と事業推進に資する体制を構築してまいります。

【改善報告書に記載した改善策】

b. PV計算業務マニュアルの策定

PV計算に係るマニュアルが作成されておらず、PV計算担当者のPV計算及び手数料計算システムに対する理解が不十分で場当たり的な対応になってしまったことから、PV計算業務を、これまで実施していた経理部門から別の部門に移行させ PV計算部門と経理部門を分離するとともに、PV計算に係るマニュアルを作成し、当該マニュアルをもとに事業戦略室のPV計算担当者に対してPV計算業務の引継ぎを実施いたしました。

| | |
|-------------|------------------------|
| 改 善 措 置 | PV計算業務マニュアルの策定 |
| 主管部署（検討・整備） | 総合企画部・事業戦略室 |
| 整備対象規程等 | PV計算業務マニュアル（新設） |
| 整備完了時期 | 2025年4月 |
| 運用開始時期 | 2025年5月 |
| 周知徹底方法 | 関係者間でのミーティング |
| 実施頻度 | 引継ぎ対応時 |
| モニタリング状況 | 総合企画部・内部監査室によるサンプルチェック |
| 原因項目（参考先） | 1. (4) ②、1. (4) ⑥ |

【実施・運用状況】

PV計算業務に関わる部署の役割を明確化する前は、経理部門の担当1名、管理職1名のみでPVの計算や検証、経理処理に至るまでの全ての業務を行っておりました。

本改善状況報告書提出日現在において、PV計算部門である事業戦略室の在籍6名の内、3名がPV計算業務を中心に担っております。また、経理部門である総合企画部においては、在籍9名の内、3名がPVの検証及び経理処理を担っており、内部監査部門である内部監査室においては、在籍4名の内、2名が検証及びモニタリングを担当しております。

上記のとおり、PV計算に関わる各部門の役割を明確にしたことにより、PV計算業務に関わる人員が増強

され、かつ、PV 計算業務マニュアルに基づいた引継ぎを実施したことで、適切な人員配置や情報共有に努めました。また、経理部門・内部監査部門においては、PV 計算業務マニュアルに基づいた正しい PV 計算が行われているか、サンプルチェックで確認を行っており、今後も、人事異動等により交代が発生する場合は同様の対応を行ってまいります。

【改善報告書に記載した改善策】

c. 引継ぎ時のルールの周知

PV 計算担当者において、適切な引継ぎが十分に行われず PV 計算及び手数料計算システムに対する理解が不十分で場当たり的な対応になってしまったことから、引継ぎ時のルール及び重要性について、社内の情報伝達プラットフォームによって全社員向けに周知を行いました。今後も、特に異動の多い月の前月（3月や9月）を目安として継続的に周知してまいります。

| 改 善 措 置 | 引継ぎ時のルールの周知 |
|-------------|-----------------|
| 主管部署（検討・整備） | コンプライアンス部 |
| 整備対象規程等 | 業務引継規程 |
| 整備完了時期 | 2025年2月21日 |
| 運用開始時期 | 2025年2月22日 |
| 周知徹底方法 | 社内の情報伝達プラットフォーム |
| 実施頻度 | 毎年3月、9月 |
| モニタリング状況 | 内部監査室による業務監査 |
| 原因項目（参照先） | 1. (4) ② |

【実施・運用状況】

2025年2月及び9月に引継ぎ時のルール及び重要性について、社内の情報伝達プラットフォームによって全社員向けに周知を行いました。引き続き、特に異動の多い月の前月（3月や9月）を目安として継続的に周知を行ってまいります。

③ PV 計算担当者にかかるプレッシャーの排除

【改善報告書に記載した改善策】

PV 計算担当者にかかるプレッシャーを排除するため、PV 計算手法の見直しを進めております。当該見直しにおいては PV 計算の際に手数料計算システム上のエラーを発生させないように、従来システムの改修に向けた要件定義、運用整備を行いました。

また、内部監査部門によるサンプルチェックの体制を整備する等、PV 計算の正確性を確保するための各種の仕組みを組み込むことによって、PV 計算結果を精緻なものにしております。これによって、PV 計算担当者に生じていた、管理会計上の PV 売上推定額との差異を解消しなければならないというプレッシャーを可及的に排除しております。

なお、管理会計上の PV 売上推定額につきましては、経営が PV 売上額の速報値を把握する目的としての運用は残す一方、あくまでも推定値であることから、PV 計算部門が財務会計上の PV 計算に当たってこの値に近づけることは不要であることを改めて 2025 年 3 月に周知いたしました。他方で、経営が速やかにかつより精緻な PV 売上推定額を把握するために、従来は初年度手数料に過去の実績値から導き出された一定率を乗じることで管理会計上の PV 売上推定額を算出しておりましたが、2025 年 9 月期第 1 四半期決算以降は継続率、金利、手数料支払期間、平均継続手数料率を加味して計算を行っております。

加えて、従来は経理部門 1 部門で行っていたことにより時間を要していた PV 計算に係る業務を、PV 計算部門、経理部門、内部監査部門それぞれの役割を明確化し、それぞれの部門においても複数の担当者が分担して計算及び検証を実施することで、決算確定までの時間的猶予を確保し、PV 計算担当者が時間的プレッシャーを抱えることがないよう取り組んでおります。

| 改 善 措 置 | PV 計算に係る業務の分担 |
|-------------|---------------------|
| 主管部署（検討・整備） | 事業戦略室、総合企画部、内部監査室 |
| 整備対象規程等 | 業務分掌 |
| 整備完了時期 | 2025年3月 |
| 運用開始時期 | 2025年9月期第1四半期決算より開始 |
| 周知徹底方法 | 関係者間でのミーティング |
| 実施頻度 | 一 |
| モニタリング状況 | 一 |
| 原因項目（参考先） | 1.（4）①、1.（4）③ |

【実施・運用状況】

2.（1）に記載のとおり、従来は、経理部門の担当1名、管理職1名のみでPVの計算や検証、経理処理に至るまでの全ての業務を行っておりましたが、PV計算に関わる各部門の役割を明確にしたことが、時間的猶予の確保につながりました。こうした時間的猶予の確保をとおして、プレッシャーを排除いたしました。

また、2.（1）に記載のとおり、PVミーティングを原則毎日実施し、PV計算に係る各部署の業務について相互に確認や牽制等を行っております。

なお、PV計算部門が財務会計上のPV計算に当たって管理会計上のPV売上推定額に近づけることは不要であることを改めて2025年3月に周知しておりますが、今後もPV計算に関わる人員の変更があった際は、同様の周知を行ってまいります。

④ 収益認識基準にかかる規程の整備

【改善報告書に記載した改善策】

営業収益計上細則に明文化されていなかった部分を追記し、当該規程の改訂を行いました。

また、2025年3月25日開催の第29回定時株主総会に係る継続会の終結の時より、新任の会計監査人としてあおい監査法人が就任しております。当社は、2025年9月期第1四半期及び第2四半期の決算に際し、同監査法人との間で継続的にミーティングを行う等、認識の齟齬を生じさせないよう緊密に意思疎通を図ってまいりました。また、PV計算に係る作業工程の見直しにおいても同監査法人との間で頻繁にミーティングを実施し、PV計算のための仕組みの再整備を進める中で認識の齟齬がないよう取り組んでおります。

【実施・運用状況】

2.（1）に記載のとおり、営業収益計上細則の改訂を行い、経理部門・内部監査部門による、改訂した営業収益計上細則どおりに正しくPV計算が行われているかの確認に係るサンプルチェックを行っております。

営業収益計上細則の改訂に当たっては監査法人とのミーティングを行いました。また、監査法人と当社との間で認識の齟齬を生じさせないようミーティング等を継続しており、例えば、自動更新後手数料の計算にかかる係数とその計算方法等についても監査法人とのミーティングを行い、緊密に意思疎通を図っております。監査法人とのコミュニケーションにおいては、上述のようなミーティングの場に限らず、往査時の直接的な対話、日常的な電話やメール等による相談・確認も含めた多様な手段で継続的に行っております。

⑤ 担当者から申告があった場合に適切に検証する仕組みの整備

【改善報告書に記載した改善策】

a. 担当者が上長に対して各種業務の報告・連絡・相談ができる環境の整備

担当者の申告に対して適切に検証する内部統制が十分に機能しなかったことを踏まえ、各種業務の進捗報告や課題点の共有、解決策の相談等ディレクターでのコミュニケーションを強化いたします。具体的には、毎日各部で行っている朝会ミーティングで課題点や問題点の共有を行い、担当者だけでなく課員、部員とともに組織で問題解決できる体制を強化いたします。

| 改 善 措 置 | 担当者と上長とのコミュニケーション強化 |
|-------------|-----------------------|
| 主管部署（検討・整備） | 発信：コンプライアンス部、実施主体：各部門 |
| 整備対象規程等 | コンプライアンス通信の発行 |
| 整備完了時期 | 2025年2月 |
| 運用開始時期 | 2025年2月 |
| 周知徹底方法 | 社内の情報伝達プラットフォーム |
| 実施頻度 | 各部門における毎日の朝会ミーティング |
| モニタリング状況 | 内部監査室による業務監査におけるヒアリング |
| 原因項目（参照先） | 1. (4) ⑤ |

【実施・運用状況】

各部門における毎日の朝会ミーティングの場において課題点や問題点等の共有を継続しており、内部監査室による業務監査におけるヒアリングでも、確認を行っております。内部監査室によるヒアリングにおいては、朝会ミーティングの実施状況及び実施内容を確認するとともに、課題や問題点等の共有があつた際に適切に対応しているかを確認しており、将来的に申告があつた場合、適切かつ迅速に検証する体制を整えております。

【改善報告書に記載した改善策】

b. コミュニケーションツールの運用細則の策定

本事案当時の PV 計算担当者同士や上司への業務相談等は主に slack ツールで行われていましたが、slack ツールの利用方法については、会話している者同士しか内容を把握できない DM (ダイレクトメッセージ) 形式でのやり取りが大半であったために、他の部員や上司、内部監査の担当者、経営陣が該当部門でどのようなことが起こっているのかを十分に把握できない状態となっていました。そのため、コミュニケーションツールの運用細則を策定し、業務に関するやり取りについては原則当該部門の責任者や他の担当者も登録されたチャネル形式を用いることとし、証跡を通じて業務の状況を把握・管理しやすくするとともに、モニタリングや監査を適宜行うことで重大事案の発生を未然に防ぐことのできる体制を整えてまいります。

| 改 善 措 置 | コミュニケーションツールの運用細則の策定 |
|-------------|-----------------------|
| 主管部署（検討・整備） | コンプライアンス部 |
| 整備対象規程等 | コミュニケーションツールの運用細則（改訂） |
| 整備完了時期 | 2025年6月（予定） |
| 運用開始時期 | 2025年7月（予定） |
| 周知徹底方法 | 社内の情報伝達プラットフォーム |
| 実施頻度 | 一 |
| モニタリング状況 | 一 |
| 原因項目（参照先） | 1. (4) ⑤ |

【実施・運用状況】

2025年8月及び9月に、誤字脱字等の軽微な修正も含めた、slack ツールの利用方法を規定するマニュアルを以下のとおり改訂いたしました。

*利用上の禁止事項の追加

業務において、「重要な意思決定に関わる議論」「業務上の指示・承認」「退職・異動に関わる業務引継ぎ」の内容をダイレクトメッセージでやり取りすることを禁止し、関係者が参加する slack チャンネルやグループメール等の手段で対応することを明記。

*チャンネル管理に係る内容の追加

slack 非公開チャンネル（特定のメンバーしか閲覧することができず、作成の際はシステム担当部門に作成依頼を行う必要がある）を作成する際は、「モニタリングアカウント」を必ずメンバーに追加することを明記。

なお、コンプライアンス部において、毎月、非公開チャンネルの棚卸を行い、「モニタリングアカウント」が必ず追加されているかを確認しており、追加されていない場合は適宜追加を行っております。

【改善報告書に記載した改善策】

c. 申告方法の周知、機能強化

本事案において、コンプライアンス規程の認識が不十分であり適切な報告が行われていなかったことから、2025年2月にあらためて全社に向けてコンプライアンス規程の周知を図り、当該規程が機能するよう強化に努めました。

また、当社では、社内においてコンプライアンス違反を発見した際に、何らかの理由により、上司への通常の報告ルートでは迅速な問題の解決が図れない場合や、そのおそれがある場合のためにスピーカップ制度を導入しております、社内と社外にそれぞれスピーカップ窓口を設けております。当制度について社内の情報伝達プラットフォームによって2025年2月に周知を行い、併せて従業員の理解度を確認するテストを実施いたしました。今後も1年に1回、社内の情報伝達プラットフォームにおいてコンプライアンス規程やスピーカップ制度の周知及び理解度を確認するテストを行ってまいります。加えて、コンプライアンス部と各部支店との面談を実施し、従業員の声に耳を傾け、リスクを早期に認識し対処できる組織づくりに向けて改めて認識を促しております。

| 改善措置 | コンプライアンス規程・スピーカップ制度の周知 |
|-------------|------------------------|
| 主管部署（検討・整備） | コンプライアンス部 |
| 整備対象規程等 | コンプライアンス規程（周知） |
| 整備完了時期 | 2025年2月 |
| 運用開始時期 | 2025年3月 |
| 周知徹底方法 | 社内の情報伝達プラットフォーム |
| 実施頻度 | 1年に1回 |
| モニタリング状況 | 一 |
| 原因項目（参考先） | 1. (4) (5) |

当社ではコンプライアンス規程において、取締役会、コンプライアンス委員会、コンプライアンス担当部門等それぞれの組織の役割が規定され、各部門の部門長はコンプライアンス責任者としての役割を担っております。コンプライアンス責任者である部門長は、部下よりコンプライアンス違反等不正が疑われる行為について申告があった場合、申告内容を確認のうえ、速やかにコンプライアンス担当部門へ報告することが求められております。なお、コンプライアンス責任者（部門長）自身に係る事案の場合は、コンプライアンス担当者はコンプライアンス担当部門に直接報告することになっております。

コンプライアンス担当部門は、通常部門長やコンプライアンス担当者から報告を受けた場合は、別途規定する「コンプライアンス委員会規程」に基づき、3ヶ月に1回開催されるコンプライアンス委員会に報告を行いますが、事案の性質に鑑み、コンプライアンス委員会事務局（コンプライアンス担当部門）が、即座にコンプライアンス委員長（代表取締役社長）等への報告が必要であると判断する場合は、即時報告と対応を行います。このように、コンプライアンス違反が発生した場合の対応に関する仕組み及び規程は既にございますが、あらためて全社に仕組みや規程の内容の周知徹底を図るとともに、コンプライアンス担当部門と各部門長との定期的な面談を実施する等コミュニケーションを密にし、当該仕組み及び規程が機能すべく体制を強化いたします。

【実施・運用状況】

スピークアップ制度という名称により、不正行為や違法行為を通報する制度であるという印象を与えていたと考え、不正行為や違法行為に限定せず、通報や相談の内容に定めや制限は設けていないことについて再度従業員の理解を促すために、2025年2月及び9月にコンプライアンス規程・スピークアップ制度の周知を社内の情報伝達プラットフォームにて実施いたしました。スピークアップ制度の周知を行った結果、通報実績数は横ばいで推移しておりますが、スピークアップ制度を利用せずとも、事案の軽重に関わらず、日常より相談等ができていることから、コミュニケーション環境が整いつつあると考えております。

なお、2025年9月期においてスピークアップ制度の通報実績は1件となっております。スピークアップ制度による相談者からの申し出があった場合、コンプライアンス部で事実確認のうえ当社社長へ報告し、コンプライアンス委員会に報告の後、取締役会に対しても報告を行います。スピークアップ制度による申し出の際は、上述のとおり適切な報告を行うとともに、その後の対応等について議論を行っており、2025年9月期においても、スピークアップ制度の通報に対して適切かつ迅速な対応に努めました。

⑥ 業務監査及び内部統制（J-SOX）監査の強化

【改善報告書に記載した改善策】

a. 内部監査部門の人員増強

2024年12月1日付で内部監査部門に業務監査及び内部統制（J-SOX）監査を担当する人員を3名から4名に補強いたしました。なお、内部監査部門の更なる体制強化に向けて、経理経験や、内部監査に係る経験や知識等のある人材を1人以上採用するために、2025年8月までに増員することを目標に採用活動を行っております。

【実施・運用状況】

本改善状況報告書提出日現在において、内部監査部門である内部監査室は4名となっております。採用活動を行ったことで、2026年1月より、上場企業において経理経験や内部監査に係る経験や知識等のある人材1名が増員され、また、2026年4月より上場企業において内部監査に係る経験や知識等のある人材1名が増員される予定となっております。

【改善報告書に記載した改善策】

b. 財務会計知識・内部統制知識習得のための研修等の実施

経理部門における業務プロセスの適切性、有効性を評価するべく、内部監査部門の内部統制（J-SOX）監査を担当する部員は監査に必要な財務会計知識・内部統制知識の習得のため、定期的に研修会や通信教育講座等を受講し、体制を強化してまいります。

| 改 善 措 置 | 研修会の実施 |
|----------------|---|
| 主 管 部 署（検討・整備） | 内部監査室 |
| 整 備 対 象 規 程 等 | 一 |
| 整 備 完 了 時 期 | 2025年7月（予定） |
| 運 用 開 始 時 期 | 2025年7月（予定） |
| 周 知 徹 底 方 法 | 一 |
| 実 施 頻 度 | 2025年12月までに通信教育講座（3ヶ月間）を受講完了予定。 また定期的に外部講習・セミナー等を受講予定。 |
| モニタリング状況 | 一 |
| 原 因 項 番（参 照 先） | 1. (4) ⑥ |

【実施・運用状況】

内部監査部門の内部統制（J-SOX）監査を担当する部員は、2025年9月30日開講の、監査に必要な財務会計知識・内部統制知識の習得のための通信教育講座を現在受講しており、業務に必要な知識の取得を行っております。本改善状況報告書提出日現在において、新たにキャリア採用した2名による部内での研修を予定しており、今後人事異動等により新たに内部統制（J-SOX）監査を担当することとなる社員については、スキルやキャリアに応じて外部の通信講座受講を進める予定です。この点、1.(2)に記載のとおり、監査法人や公認会計士等の専門家の発言に対して、適切に検討できるような環境を整備するためにも、知識の取得が必要であると考えております。

【改善報告書に記載した改善策】

c. 各業務プロセスの再検証

内部統制（J-SOX）監査における関連部門での各業務プロセスについて、不正リスクを勘案した視点で再検証し強化してまいります。特にシステム化が困難で人の手を介在させなければならない部分については、定期的、かつ発生時ごとにルールの整備及び運用が適切であるか等モニタリングとともに、PV計算結果及びPV売上について独自にサンプルチェックを行い、検証体制を強化いたします。なお、PV計算に係るモニタリングを強化する観点から、2025年9月期第1四半期及び第2四半期の決算において、PV計算に係る監査の範囲、頻度、対象等を見直し、検証サンプル数を大幅に増やして計算上の過誤を早期に発見し、改善する内部統制を構築しております。

【実施・運用状況】

PV計算業務に係るプロセスにおける不正リスクとして、手数料計算システムへの権限外の者によるアクセスや、入力データ及び出力データの手作業による変更が考えられ、2.(1)①に記載のとおり、システム化が困難で手作業を要する一部の業務においてはPV計算業務や売上処理に関わらない牽制担当としてコンプライアンス部長の承認を必要とするルールを設けることで統制を図るとともに、手数料計算システムのアクセス権限を必要人員のみに制限し、PV計算に使用する各種データの保管フォルダへのアクセス権も制限する等、人の手により変更されるといった不正のリスクを防止するよう整備いたしました。また、2.(1)①dに記載のとおり、サンプルチェックの強化等により誤謬のリスクを防止する等、検証体制の強化に努めております。

【改善報告書に記載した改善策】

d. IT業務処理統制の策定

PV計算のための仕組みの再整備においては、PV計算に係る手法の検討を行うに当たって内部監査部門の担当者も参加し、新たなIT業務処理統制の概要を策定いたしました。

今後は、現在行っている手数料計算システムの改修状況に合わせてRCMを策定し、それに基づいて評価を行い、改善活動を継続してまいります。

| 改善措置 | IT業務処理統制の策定 |
|-------------|--------------|
| 主管部署（検討・整備） | 内部監査室 |
| 整備対象規程等 | IT業務処理統制（新設） |
| 整備完了時期 | 2025年8月（予定） |
| 運用開始時期 | 2025年9月（予定） |
| 周知徹底方法 | 一 |
| 実施頻度 | 四半期ごと |
| モニタリング状況 | 一 |
| 原因項目（参考先） | 1.(4)⑥ |

また、監査役会の再発防止策として、①3つのディフェンスライン（PV計算部門、経理部門、内部監査部門）の整備、②三様監査（監査役監査、監査法人監査、内部監査）の連携、③取締役会（業

務執行取締役、社外取締役、監査役)の実効性という3つのリスクマネジメント機能の監視と監査に取り組んでまいります。特に、取締役会が経営に重要な影響を及ぼすリスクの多角的分析・深掘りや、内部統制、リスク管理体制の整備と運用状況の監督に取り組んでいるかについて監視及び監査をしてまいります。

【実施・運用状況】

IT 統制の内容を見直すとともに、整備状況及び運用状況の評価に際してテスト手続きを追加する等、IT 統制を強化いたしました。

具体的には、IT 全般統制の開発・導入管理、運用・保守管理、セキュリティ管理、外部委託管理の各プロセスにおいてテスト範囲の母集団を増やす等、テスト手続きを強化いたしました。

また、その上で PV 計算に係る IT 業務処理統制を、主に個別業務プロセス（売上請求管理・売上回収管理）に係る統制内容に追加で策定いたしました。2. (1) ①に記載のとおり、整備した各種規程やマニュアルに沿って PV 計算が実施されているか評価する際には、入力データ、出力データの正確性、正当性を確保するための統制が確実に実行され、有効に機能しているかを、サンプルチェックの範囲を拡大し、サンプル件数も増やす等して、テスト手続きを強化いたしました。

なお、監査役会の再発防止策として、「①3つのディフェンスライン（PV 計算部門、経理部門、内部監査部門）の整備」「②三様監査（監査役監査、監査法人監査、内部監査）の連携」「③取締役会（業務執行取締役、社外取締役、監査役）の実効性」それぞれの監視・監査に取り組みました。具体的には、「①3つのディフェンスライン（PV 計算部門、経理部門、内部監査部門）の整備」では、常勤監査役と3つのディフェンスラインの各部門の部長との個別ミーティングを毎週実施し、PV 計算に関する部門としての取り組み状況（課題やその対応状況等）のヒアリングを行いました。「②三様監査（監査役監査、監査法人監査、内部監査）の連携」では、内部統制（J-SOX）監査について監査法人の専門チームと連携し監査対応を行いました。なお、2025年12月18日に開催された第30回定時株主総会において、監査役3名が任期満了により退任し、新たに、会社経営に携わった豊富な経験や、会計や税務に関する専門知識等を有している3名の監査役が就任し、監査役会の更なる体制強化に努めています。「③取締役会（業務執行取締役、社外取締役、監査役）の実効性」では、重要な経営課題を一つひとつ慎重な審議を経て実施しておりますが、リスクマネジメントの一環として、会社に著しい損害を及ぼすおそれのあるリスク分析についても議論を行っております。

⑦ コンプライアンスの推進

【改善報告書に記載した改善策】

a. 従業員への定期的な研修

コンプライアンス規程の認識が不十分であり適切な報告が行われていなかったことから、各種規程を周知することに加えて、従業員のコンプライアンス意識の向上、不備事案の共有、関連法令の周知等を目的としたコンプライアンス研修を実施し社内の情報伝達プラットフォームのテスト機能を用いて理解度を確認するテストを行っております。また、従業員への定期的な啓発活動として、コンプライアンス全般における事例共有や情報発信を目的にコンプライアンス通信を発行しております。2025年2月には、本事案の主な発生原因である、内部統制の意味と目的、社内規程の理解やスピーカップ制度、業務を属人化させないための引継ぎやマニュアルの重要性等について業務上の具体例を明示し、正しいルールや業務の背景を理解しなければ同様の問題が発生するリスクがあることを注意喚起するため、コンプライアンス通信を発行いたしました。

なお、本事案以降、2025年4月に、半期毎に開催している「経営方針発表会」において、コンプライアンス部長より本事案の発生原因の説明及び再発防止策の徹底につきまして、全従業員に向けた講話を実施いたしました。経営方針発表会後にはアンケートを実施し、理解度の確認を行っております。

す。

今後も、新入社員研修や階層別研修等におけるコンプライアンス研修を継続して実施してまいります。

| | |
|-------------|----------------------------|
| 改 善 措 置 | 定期的な啓発活動（研修・コンプライアンス通信の発行） |
| 主管部署（検討・整備） | コンプライアンス部 |
| 整備対象規程等 | 一 |
| 整備完了時期 | 従前より実施済 |
| 運用開始時期 | 従前より実施済 |
| 周知徹底方法 | 各種研修・社内の情報伝達プラットフォーム |
| 実施頻度 | 月1回 |
| モニタリング状況 | 一 |
| 原因項目（参考先） | 1. (4) ⑤ |

【実施・運用状況】

以下のとおり、2025年9月期において全従業員を対象とした啓発活動を行いました。

| 実施時期 | 内 容 |
|----------|---|
| 2024年10月 | 電子メール法・インサイダー取引に係る研修 |
| 2024年11月 | 公的保険制度に係る研修 |
| 2024年12月 | 保険募集品質に係る研修、個人情報事故事案の再発防止教育 |
| 2025年1月 | コンプライアンス全般に係る研修 |
| 2025年2月 | 適切な募集プロセスに係る研修 |
| 2025年4月 | 内部通報制度・インサイダー取引・反社会的勢力排除のための対応・犯罪収益移転防止法・公的保険制度に係る研修、個人情報保護基礎教育 |
| 2025年5月 | 「顧客本位の業務運営に関する原則」・当社における取組状況・会計コンプライアンスに係る研修 |
| 2025年6月 | 個人情報事故事案の再発防止教育 |
| 2025年7月 | 下請法・景表法・特定電子メール法に係る研修 |
| 2025年8月 | 特定保険契約における適合性確認・外貨建保険（及び変額保険）販売の注意点に係る研修 |
| 2025年9月 | 個人情報事故事案の再発防止教育 |

従業員向けの研修に当たっては、年間計画に基づいて研修を実施しております。また、不適切事案の発生等により教育及び周知が必要な場合は、可及的速やかに関連する研修を実施し、同様の事案を発生させないよう努めています。

なお、2. (1) ⑧に後述のとおり、新任の役員向けに本事案の概要及び発生原因、PV計算における現状の整理や計算方法等の説明を2026年1月に実施予定とし、また、再発防止に向けた改善措置の実施状況を毎月の定時取締役会で報告することにより、業務執行の現場の解像度を高め、コンプライアンスに限らず、取締役会におけるリスクマネジメントの実効性を高めてまいります。

【改善報告書に記載した改善策】

b. コンプライアンスチェックリストを用いた自己点検の実施

従来から各部支店においてコンプライアンスチェックリストを用いた自己点検並びにコンプライアンス部と各部支店との面談を実施しております。本取り組みにおいて、従来はリスクに対する考え方を指導する機会と位置付けておりましたが、各現場でのコンプライアンスの実効性をより高めるために、各部支店に対して、自部門において対応すべきリスクを踏まえたリスクオーナーシップ、内部統制における3つのディフェンスラインの考え方沿った第1線から第3線までの期待される役割、円滑なコミュニケーションが取れる環境づくりの重要性等について考えさせ、全社員が各部支店において、自発的に再発防止策を履行できるよう、当該取り組みの改善を図りました。

| | |
|-------------|-------------------------|
| 改 善 措 置 | コンプライアンスチェックリストを用いた自己点検 |
| 主管部署（検討・整備） | コンプライアンス部 |

| | |
|-----------|---------------------|
| 整備対象規程等 | コンプライアンスチェックリスト（改訂） |
| 整備完了時期 | 2025年3月 |
| 運用開始時期 | 2025年3月 |
| 周知徹底方法 | 社内の情報伝達プラットフォーム |
| 実施頻度 | 半期ごとに実施 |
| モニタリング状況 | コンプライアンス部による確認 |
| 原因項目（参照先） | 1. (4) ⑤ |

【実施・運用状況】

各部門長、社員に対して、コンプライアンス規程に基づいた自身が果たすべき役割や、内部統制における3つのディフェンスラインの考え方沿った第1線から第3線までの期待される役割の理解を促し、リスクに対する認識の確認、そのリスクに対する対策・課題等を考えもらい、コンプライアンス部とのフィードバック面談をとおして、リスクの共有、リスク発生時に迅速に対応するための、円滑なコミュニケーションの重要性を確認いたしました。

なお、通常、上期（10月～3月）と下期（4月～9月）それぞれコンプライアンスチェックリストを用いた自己点検を各部支店向けに行っており、2025年9月期においても、上期と下期それぞれコンプライアンスチェックリストを用いた自己点検を各部支店向けに実施いたしました。

今後も同様の手順に従って、コンプライアンスチェックリストを用いた自己点検を継続するとともに、必要に応じて内容のプラッシュアップを行ってまいります。

⑧ ガバナンス体制の強化

【改善報告書に記載した改善策】

経営が適宜モニタリングを行える仕組みを設けます。内部監査部門において、PV計算に関連するインジケーター（保険会社からの代理店手数料入金額、新たに獲得した新規契約の年換算保険料等）について推移を把握及び分析することで、インジケーターとPV計算額との相関関係から早期に異常値を発見する仕組みを設定し、また取締役会にその結果を毎月報告いたします。経営が、PVに係る数値の推移を継続してモニタリングすることで、PV計算に関する重要な相違がないか、PV計算の正確性に疑義を生じさせる事象がないか等を検証できる新たな仕組みを導入し、PV計算に関する現場の状況を把握しやすい体制を整えております。

また、PV計算の過程において、PV計算部門は本事案で発覚した支払回数の異常値（本来120回の支払いであるところが、1,188回になっていた等）が発生していないかを確認し、確認結果を内部監査部門でモニタリングいたします。

| | |
|-------------|-------------------|
| 改善措置 | インジケーターの設定 |
| 主管部署（検討・整備） | 内部監査室 |
| 整備対象規程等 | 手順書（新設） |
| 整備完了時期 | 2025年6月（予定） |
| 運用開始時期 | 2025年7月（予定） |
| 周知徹底方法 | 一 |
| 実施頻度 | 月次 |
| モニタリング状況 | 取締役会にて報告のうえモニタリング |
| 原因項目（参照先） | 1. (4) ⑤、1. (4) ⑥ |

【実施・運用状況】

インジケーターについて、2025年7月開催の取締役会で事務局の案として報告いたしました。取締役会では、「一定の異常値は発見できるが、現場とは違う視点で経営陣が異常値を判断できるインジケーターとして更に改善する必要がある」との結論となり、改善の指示がありました。その後、2025年9

月開催の取締役会では、使用すべき具体的な指標が提示され、2025年10月開催の取締役会で作成・報告を行いましたが、経営が一目瞭然で異常値にすぐ気付けるかどうかの観点では不足があったため、2025年11月開催の取締役会で指摘箇所を修正した事務局案の作成・報告をし、取締役会での合意を得ました。

インジケーターの考え方としては、財務会計上の手数料売上額（代理店手数料入金額、ボーナス入金額、PV 売上額の合計）と、新規契約の AC（新契約初年度代理店手数料）や同期間の戻入額から算出する理論上の PV 値には相関関係が見られることから、これらを継続して比較することにより、局的な増減等の異常値を発見しようとするものです。

なお、今後は経理部門と内部監査部門によるサンプルチェックの結果も追加で報告することにより、組織機能における内部統制の有効性を取締役会が確認できるよう、インジケーターの精度を高めてまいります。1.（2）に記載のとおり、監査法人や公認会計士等の専門家の発言を批判的に捉え、検証できていなかつたのではないかという議論を踏まえ、経営陣が PV 計算に係る最終的なリスクオーナーであると考えているところ、全役員がインジケーターの詳細な内容を理解しておくべきであると考えており、社外役員に向けて、2025年8月に PV 計算における現状の整理や計算方法等の説明を実施いたしました。

なお、2025年12月18日に開催された第30回定時株主総会より、取締役及び監査役の構成が変わっております。新任の取締役及び監査役に対しては、本事案の概要及び発生原因、PV 計算における現状の整理や計算方法等の説明を 2026 年 1 月に実施予定とし、また、再発防止に向けた改善措置の実施状況を毎月の定時取締役会で報告する予定としております。新任の取締役及び監査役は、それぞれの経験や見識等に鑑み、当社の上場企業としての内部統制やガバナンスの更なる体制強化に寄与していただけるものと考えております。本改善状況報告書提出日現在における取締役及び監査役の一覧は（別紙）をご参照ください。

また、本事案と同種の事案の発生を防止するために、例えば、業務執行における機動性を更に強化し、経営のスピードアップを図るべく、2025年4月1日付で執行役員制度を再導入し、本改善状況報告書提出日現在において 5 名の執行役員を任命しております。経営と現場での双方向型のコミュニケーションを増やすことで、ガバナンス体制のより一層の強化につながっていると考えております。

（2）連結子会社である株式会社保険市場における一部の売上の計上誤りにおける再発防止策

保険市場における計上誤りを受けて、2025年9月期より売上種目を追加し、成果報酬の売上については「アフィリエイト売上」として計上、管理を行っております。経理部門が行う売上計上においては注文内容確認書兼申込書に加え、役務提供を行ったことが分かる証跡（取引先様にお送りする月次広告配信レポートや運用管理表等（リーズ提供状況などの実績をまとめた資料））も確認し計上を行っております。また、営業部門と経理部門間での認識の齟齬が生じないよう売上計上の際に使用する手順書の作成を行いました。現在は、手順書に基づいて運用を行っております。加えて、営業収益計上細則における広告収入の収益認識基準を明記し、2025年4月に同規程を改訂いたしました。

なお、請求書発行は経理部門が営業部門の依頼に基づいて行っておりますが、取引先の債務認識と当社の債権認識を一致させるため、原則売上計上と請求書発行を同月に行っております。イレギュラー発生時には都度営業部門から経理部門に連携し、収益認識の会計処理判断に必要十分な情報が営業部門から経理部門に適時適切に共有される仕組みを整備し実行しております。

(3) 改善措置の実施状況及び運用状況に対する上場会社の評価

当社は、本事案により過年度の決算を訂正したことにつきまして、株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

当社は、このような事態を二度と起こさないために、改善報告書に記載した再発防止策を実施し運用してまいりました。当社といたしましては、その成果は着実に表れてきていると評価しておりますが、引き続き業務の更なる高度化に取り組む中で、業務の DX 化や AI の積極的活用等も視野に入れ、再発防止策の徹底および継続的な改善を図ってまいります。当社は、今後とも上場企業に相応しい内部統制の構築とガバナンスの強化に取り組み、信頼の回復と企業価値の向上に努めてまいります。

以 上

(別紙)

役員一覧

【取締役】

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|---------|-------|---|----------|
| 代表取締役社長 | 濱田 佳治 | <p>1985年7月 新日本証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社</p> <p>1991年7月 メリルリンチ証券会社(現 BofA 証券株式会社)入社</p> <p>1994年1月 上能総合会計事務所入所</p> <p>1995年10月 当社設立 代表取締役社長</p> <p>2002年12月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者</p> <p>2003年12月 有限会社濱田ホールディングス取締役(現任)</p> <p>2004年11月 株式会社保険市場取締役(現任)</p> <p>2005年10月 当社代表取締役社長</p> <p>2007年10月 当社代表取締役社長兼最高経営責任者</p> <p>2008年11月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman</p> <p>2015年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman and Chief Executive Officer</p> <p>2016年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chairman</p> <p>2017年10月 当社代表取締役社長</p> <p>2020年6月 当社代表取締役社長兼OMO営業本部長</p> <p>2021年10月 当社代表取締役社長</p> <p>2022年4月 当社代表取締役社長兼OMO営業本部長</p> <p>2024年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chief Executive Officer(現任)</p> <p>2025年1月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>有限会社濱田ホールディングス取締役 株式会社保険市場取締役 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Chief Executive Officer</p> | 重任 |

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-----|-------|---|----------|
| 取締役 | 村上 浩一 | <p>1983年4月 株式会社日本リクルートセンター(現株式会社リクルート)入社</p> <p>1992年10月 株式会社フレックス入社 取締役</p> <p>2000年11月 当社入社</p> <p>2001年12月 当社取締役業務開発部長</p> <p>2002年2月 当社取締役経営企画室長</p> <p>2002年12月 当社執行役員事業戦略部長</p> <p>2003年12月 株式会社アドバンスマディアマーケティング(現株式会社保険市場)取締役</p> <p>2006年11月 当社執行役員経営企画室長</p> <p>2007年10月 当社常務執行役員経営管理本部長</p> <p>2007年12月 当社取締役常務執行役員経営管理本部長</p> <p>2011年7月 当社取締役執行役員IT統括部長</p> <p>2013年12月 当社常務執行役員IT統括部長</p> <p>2014年10月 当社上席執行役員内部監査室長</p> <p>2014年12月 当社取締役上席執行役員内部監査室長</p> <p>2015年10月 当社取締役常務執行役員コンプライアンス本部長 Advance Create Reinsurance Incorporated Director</p> | 新任 |

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | <p>2016年9月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼コンプライアンス本部長</p> <p>2016年12月 当社取締役常務執行役員管理本部長兼コンプライアンス本部長兼経理財務部長</p> <p>2017年10月 当社取締役管理本部長兼コンプライアンス部長兼経理財務部長</p> <p>2017年12月 当社専務取締役管理本部長兼コンプライアンス部長兼経理財務部長</p> <p>2018年3月 当社専務取締役管理本部長兼コンプライアンス部長兼IT統括部長</p> <p>2019年6月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director, Vice President</p> <p>2019年12月 株式会社エトヴォス入社 執行役員管理部 部長</p> <p>2020年8月 NHS インシュアランスグループ株式会社 入社 執行役員 CFO</p> <p>2021年11月 クリングルファーマ株式会社入社 取締役 経営管理部長 CFO（現任）</p> <p>2025年12月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>クリングルファーマ株式会社取締役経営管理部長 CFO</p> | |
|--|--|--|--|

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-----|-------|---|----------|
| 取締役 | 田坂 貴典 | <p>2003年4月 株式会社サンドリー入社</p> <p>2005年11月 株式会社セブテニ入社</p> <p>2009年10月 同社エリア本部コンサルティング部マネージャー</p> <p>2014年10月 同社エリア本部メディア部マネージャー</p> <p>2016年10月 同社メディア本部第2コンサルティング部マネージャー</p> <p>2017年10月 当社入社</p> <p>2017年12月 株式会社保険市場取締役</p> <p>2018年3月 株式会社保険市場取締役広告事業部長</p> <p>2020年4月 当社 OMO 営業本部デジタルアセットマネジメント部長</p> <p>2020年12月 当社 OMO 営業本部デジタルアセットマネジメント部長兼オンラインダイレクトマーケティング部長</p> <p>2021年10月 当社マーケティング本部ダイレクトマーケティング部長</p> <p>2023年4月 当社マーケティング・DX本部ダイレクトマーケティング部長</p> <p>2023年9月 当社執行理事マーケティング本部長兼ダイレクトマーケティング部長</p> <p>株式会社保険市場代表取締役社長</p> <p>2024年5月 当社執行理事マーケティング本部長兼デジタルコミュニケーション部長</p> <p>2024年7月 当社執行理事マーケティング本部長兼デジタルコミュニケーション部長兼ダイレクトマーケティング部長</p> <p>2024年8月 当社執行理事マーケティング本部長兼デジタルコミュニケーション部長兼ダイレクトマーケティング部長兼インシュアテック部長</p> <p>2025年2月 当社執行理事ダイレクトマーケティング部長</p> <p>2025年4月 当社執行役員ダイレクトマーケティング部長</p> <p>2025年12月 当社取締役ダイレクトマーケティング部長（現任）</p> <p>2025年12月 株式会社保険市場取締役 (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社保険市場取締役</p> | 新任 |

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-----|-------|---|----------|
| 取締役 | 桜井 洋二 | <p>1984年4月 東京海上火災保険株式会社(現東京海上日動火災保険株式会社)入社</p> <p>2005年1月 東京海上日動フィナンシャル生命保険株式会社(現東京海上日動あんしん生命保険株式会社)マーケティング部長</p> <p>2009年7月 東京海上日動火災保険株式会社金融営業推進部部長兼東京海上日動あんしん生命保険株式会社金融営業推進部部長</p> <p>2011年6月 イーデザイン損害保険株式会社(現東京海上ダイレクト損害保険株式会社)取締役社長(代表取締役)</p> <p>2015年4月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社常務取締役</p> <p>2016年4月 同社常務取締役(代表取締役)</p> <p>2018年4月 同社専務取締役(代表取締役)</p> <p>2020年4月 東京海上日動火災保険株式会社非常勤顧問</p> <p>2020年6月 株式会社ヤナセ常勤監査役</p> <p>2023年12月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2024年7月 東京海上日動火災保険株式会社非常勤顧問(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>東京海上日動火災保険株式会社非常勤顧問</p> | 重任 |

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-----|--------|--|----------|
| 取締役 | 小坂田 成宏 | <p>2002年10月 弁護士登録(大阪弁護士会)</p> <p>2002年10月 弁護士法人淀屋橋合同(現弁護士法人淀屋橋・山上合同)入所</p> <p>2010年4月 弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー社員弁護士(現任)</p> <p>2011年5月 マックスバリュ東海株式会社社外監査役</p> <p>2025年3月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>弁護士法人淀屋橋・山上合同パートナー社員弁護士</p> | 重任 |

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-----|-------|--|----------|
| 取締役 | 島津 朝子 | <p>1996年11月 Roy Kodani 法律事務所入所</p> <p>1997年4月 Thomas T. M. Ho 法律事務所入所</p> <p>1998年4月 McCorriston Miller Mukai MacKinnon 法律事務所入所</p> <p>2011年5月 Char Hamilton Yoshida & Shimomoto 法律事務所入所</p> <p>2018年8月 Goodsill Anderson Quinn & Stifel 法律事務所入所</p> <p>2021年3月 Shimazu International Law Offices, LLLC(島津国際法律事務所)開設 代表弁護士(現任)</p> <p>2025年3月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2025年12月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director (現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>Shimazu International Law Offices, LLLC(島津国際法律事務所)代表弁護士 Advance Create Reinsurance Incorporated Director</p> | 重任 |

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-----|-------|---|----------|
| 取締役 | 篠原 秀典 | <p>1981年4月 住友生命保険相互会社入社</p> <p>1999年10月 同社阪神支社長</p> <p>2001年10月 同社営業企画部次長兼営業企画課長</p> <p>2003年4月 同社営業企画部長</p> <p>2005年10月 同社福岡支社長</p> <p>2008年4月 同社執行役員兼コンプライアンス統括部長</p> <p>2009年3月 同社執行役員兼経理部長</p> <p>2010年4月 同社常務執行役員兼経理部長 メディケア生命担当</p> <p>2011年4月 同社常務執行役員 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部担当</p> <p>2012年7月 同社取締役 常務執行役員 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部担当</p> <p>2015年4月 同社取締役 専務執行役員 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部・情報システム部担当</p> <p>2015年7月 同社執行役専務 代理店事業部・代理店営業部・代理店事業管理部・金融法人部・情報システム部担当</p> <p>2017年4月 同社執行役専務 企画部・勤労部・情報システム部担当</p> <p>2017年7月 同社取締役 代表執行役専務 企画部・商品部・勤労部・情報システム部担当</p> <p>2019年4月 同社取締役 代表執行役副社長 企画部・勤労部・新規ビジネス開発部・情報システム部担当</p> <p>2021年4月 同社取締役</p> <p>2021年7月 同社特別顧問</p> <p>2022年12月 当社社外取締役</p> <p>2023年1月 SBI ネオファイナンシャルサービス株式会社取締役会長 アクセンチュア株式会社顧問（現任）</p> <p>2023年6月 株式会社福島銀行社外取締役</p> <p>2024年4月 SBI 生命保険株式会社顧問</p> <p>2024年6月 同社代表取締役社長（現任） SBI インシュアラ NS グループ株式会社取締役（現任）</p> <p>2025年12月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況) アクセンチュア株式会社顧問 SBI 生命保険株式会社代表取締役社長 SBI インシュアラ NS グループ株式会社取締役</p> | 新任 |

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-----|------|---|----------|
| 取締役 | 成川 淳 | <p>2002年4月 第一生命保険相互会社（現第一生命保険株式会社）入社</p> <p>2008年11月 株式会社みずほフィナンシャルグループ入社</p> <p>2013年8月 メットライフアリコ生命保険株式会社（現メットライフ生命保険株式会社）入社</p> <p>2015年3月 日本アクチュアリー会 正会員資格取得</p> <p>2018年7月 ライフネット生命保険株式会社入社</p> <p>2021年10月 同社リスク管理部長（現任）</p> <p>2025年12月 当社社外取締役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>ライフネット生命保険株式会社リスク管理部長</p> | 新任 |

【監査役】

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-------|-------|---|----------|
| 常勤監査役 | 朝田 宏幸 | <p>1986年4月 株式会社日本交通公社（現株式会社 JTB）入社</p> <p>1989年10月 エクイタブル生命保険株式会社（現アサ生命保険株式会社）入社</p> <p>1992年12月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー（現メットライフ生命保険株式会社）入社</p> <p>2001年10月 当社入社 マーケティング部長</p> <p>2001年12月 当社取締役マーケティング部長</p> <p>2002年5月 当社常務取締役マーケティング担当</p> <p>2002年12月 当社常務執行役員マーケティング本部長</p> <p>2005年10月 当社常務執行役員事業戦略本部長</p> <p>2006年6月 株式会社アドバンスライフパートナーズ代表取締役社長</p> <p>2006年11月 当社常務執行役員経営企画室担当</p> <p>2006年12月 当社取締役</p> <p>2008年11月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director,Vice President</p> <p>2011年12月 当社顧問 Advance Create Reinsurance Incorporated Director,CEO</p> <p>2012年7月 当社理事事業戦略部部長</p> <p>2013年10月 当社理事ダイレクトマーケティング部部長 株式会社保険市場取締役</p> <p>2013年11月 当社理事社長補佐</p> <p>2014年10月 Advance Create Reinsurance Incorporated Director,President COO</p> <p>2014年11月 当社理事事業戦略部部長兼社長補佐</p> <p>2015年10月 当社理事コンプライアンス本部副本部長兼社長補佐</p> <p>2016年11月 当社理事営業企画本部副本部長兼社長補佐</p> <p>2020年4月 当社理事業務開発本部副本部長</p> <p>2021年10月 当社参与業務開発本部部長</p> <p>2023年7月 当社参与営業企画本部部長</p> <p>2024年10月 当社顧問 Advance Create Reinsurance Incorporated Director</p> <p>2025年12月 当社常勤監査役（現任）</p> | 新任 |

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-----|--------|--|----------|
| 監査役 | 三田 与志雄 | <p>2000年10月 朝日監査法人（現有限責任あすなろ監査法人）入所</p> <p>2004年4月 公認会計士登録</p> <p>2008年7月 三田公認会計士事務所開設 代表就任（現任）</p> <p>2008年7月 税理士登録</p> <p>2017年10月 株式会社イル社外取締役（監査等委員）（現任）</p> <p>あすなろ監査法人代表社員（現任）</p> <p>2023年12月 当社監査役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>三田公認会計士事務所代表</p> <p>株式会社イル社外取締役（監査等委員）</p> <p>あすなろ監査法人代表社員</p> | 現任 |

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-----|------|--|----------|
| 監査役 | 谷貝 淳 | <p>1985年4月 株式会社電通入社</p> <p>1995年1月 マッキンゼーアンドカンパニー入社</p> <p>1997年7月 バリラジャパン株式会社代表取締役</p> <p>2001年9月 アフラック（現アフラック生命保険株式会社）常務執行役員</p> <p>2003年10月 同社専務執行役員</p> <p>2006年9月 ティンバーランドジャパン株式会社（現VFジャパン株式会社）代表取締役</p> <p>2011年1月 アリコジャパン（現メットライフ生命保険株式会社）執行役員専務</p> <p>2014年9月 同社執行役専務</p> <p>2019年12月 当社社外取締役</p> <p>2025年12月 当社監査役（現任）</p> | 新任 |

| 役職名 | 氏名 | 略歴 | 重任・新任・現任 |
|-----|-------|---|----------|
| 監査役 | 福田 泰明 | <p>2008年12月 有限責任あすなろ監査法人入所</p> <p>2012年12月 公認会計士登録</p> <p>2022年7月 福田公認会計士事務所開設 代表就任（現任）</p> <p>2022年11月 税理士登録</p> <p>2023年8月 株式会社 FMC 設立 代表取締役就任（現任）</p> <p>2025年12月 当社取締役（現任） (重要な兼職の状況)</p> <p>福田公認会計士事務所代表</p> <p>株式会社 FMC 代表取締役</p> | 新任 |